

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月28日
【事業年度】	第151期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)
【会社名】	TOTO株式会社
【英訳名】	TOTO LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 喜多村 円
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区中島二丁目1番1号
【電話番号】	北九州 093(951)2105
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・経理本部長 田口 智之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号(汐留ビルディング) TOTO株式会社 東京総務部
【電話番号】	東京 03(6836)2002
【事務連絡者氏名】	東京総務部長 木下 康輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	476,275	553,448	544,509	567,889	573,819
経常利益 (百万円)	26,078	50,411	39,662	46,764	49,381
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	16,956	44,122	24,813	35,723	33,839
包括利益 (百万円)	31,438	66,139	53,215	14,598	32,833
純資産額 (百万円)	213,410	256,596	280,582	285,522	306,053
総資産額 (百万円)	408,454	476,387	516,995	536,265	553,996
1株当たり純資産額 (円)	602.22	737.74	1,605.73	1,631.91	1,755.93
1株当たり当期純利益 (円)	49.45	130.19	147.60	212.03	200.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	49.32	129.79	147.16	211.44	199.54
自己資本比率 (%)	50.6	52.0	52.3	51.5	53.6
自己資本利益率 (%)	8.8	19.4	10.0	13.1	11.8
株価収益率 (倍)	16.9	11.0	24.2	16.6	21.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	44,498	48,015	34,713	58,695	63,738
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	22,971	4,033	30,040	29,952	35,944
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,178	23,328	11,393	15,053	18,953
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	55,720	83,874	83,183	94,089	98,384
従業員数 (人)	24,921	25,705	26,842	28,148	30,334

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていません。

2. 第147期から第149期の「1株当たり純資産額」の算定上、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、第147期から第150期の「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当連結会計年度においては、従業員持株E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。

3. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。第149期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
売上高 (百万円)	352,277	398,595	370,343	387,564	392,803
経常利益 (百万円)	14,707	29,934	17,983	23,250	21,671
当期純利益 (百万円)	10,919	30,791	10,666	21,699	17,701
資本金 (百万円)	35,579	35,579	35,579	35,579	35,579
発行済株式総数 (千株)	371,662	353,962	353,962	176,981	176,981
純資産額 (百万円)	165,061	184,443	176,957	186,372	196,701
総資産額 (百万円)	308,118	336,726	358,776	371,681	388,764
1株当たり純資産額 (円)	479.30	547.36	1,048.34	1,098.68	1,159.31
1株当たり配当額 (円)	14.00	23.00	26.00	49.00	68.00
(うち1株当たり中間配当額)	(6.00)	(10.00)	(13.00)	(15.00)	(34.00)
1株当たり当期純利益 (円)	31.84	90.85	63.45	128.80	104.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	31.76	90.58	63.26	128.44	104.38
自己資本比率 (%)	53.4	54.6	49.2	50.0	50.4
自己資本利益率 (%)	6.9	17.7	6.2	12.0	9.3
株価収益率 (倍)	26.2	15.8	56.3	27.3	40.2
配当性向 (%)	44.0	25.3	82.0	49.7	65.0
従業員数 (人)	8,173	6,769	6,783	7,283	7,539

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていません。

- 第147期から第149期の「1株当たり純資産額」の算定上、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、第147期から第150期の「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。なお、当事業年度においては、従業員持株E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。
- 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。第149期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しています。
- 第150期の1株当たり配当額49.00円は、1株当たり中間配当額15.00円と1株当たり期末配当額34.00円の合計です。平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しているため、1株当たり中間配当額15.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額34.00円は株式併合後の金額となります。

2【沿革】

大正6年5月	日本陶器合名会社（現在の㈱ノリタケカンパニーリミテド）内にあった製陶研究所の技術をもって、資本金100万円で東洋陶器株式会社を設立し、衛生陶器と食卓用陶磁器の製造販売を開始
大正9年1月	日本で最初の連続焼成窯（ドレスラー式トンネル窯）による焼成を開始
昭和12年10月	衛生陶器工場竣工（茅ヶ崎工場）
昭和21年11月	水栓金具の生産開始（小倉第一金具工場竣工）
昭和24年5月	株式上場（東京・名古屋・大阪・福岡各証券取引所）
昭和33年7月	プラスチック製品生産開始（茅ヶ崎工場）
昭和37年6月	衛生陶器工場竣工（滋賀工場）
昭和42年4月	水栓金具工場竣工（小倉第二工場）
昭和43年4月	衛生陶器工場竣工（中津工場）
昭和45年3月	東陶機器株式会社に社名変更 ホーロー浴槽の生産開始（小倉第二工場）
昭和46年5月	水栓金具工場竣工（大分工場）
昭和47年1月	洗面化粧台の生産開始（行橋工場竣工）
昭和55年7月	給湯機の生産開始（滋賀工場）
昭和55年12月	アフターサービス業務会社を設立（東陶メンテナンス㈱（現社名：TOTOメンテナンス㈱））
昭和60年3月	施工・管理業務会社を設立（東陶エンジニアリング㈱（現社名：TOTOエンジニアリング㈱））
昭和61年5月	ユニットバスルーム製造会社を設立（千葉東陶㈱（現社名：TOTOバスクリエイト㈱））
平成元年3月	決算期を11月30日から3月31日に変更
平成元年7月	システムキッチン製造会社を設立（東陶ハイリビング㈱（現社名：TOTOハイリビング㈱））
平成元年11月	米国に販売会社を設立（TOTO Kiki U.S.A. Inc.（現社名：TOTO U.S.A., Inc.））
平成3年9月	米国に衛生陶器製造会社を設立（TOTO Industries(Atlanta), Inc.（現社名：TOTO U.S.A., Inc.））
平成4年4月	ニューセラミック工場竣工（中津第二工場）
平成4年6月	ウォシュレット工場竣工（小倉第三工場）
平成6年	中国に製造会社を設立 4月 衛生陶器製造会社（北京東陶有限公司） 6月 ホーロー浴槽製造会社（南京東陶有限公司） 7月 水栓金具製造会社（東陶機器（大連）有限公司（現社名：東陶（大連）有限公司））
平成6年6月	ニューセラミック製造会社を設立（東陶オプトロニクス㈱（現社名：TOTOファインセラミックス㈱））
平成7年3月	中国に衛生陶器製造会社を設立（東陶機器（北京）有限公司）
平成7年9月	マレーシアにウォシュレット製造会社を設立（TOTO KIKI(MALAYSIA)SDN.BHD.（現社名：TOTO MALAYSIA SDN.BHD.））
平成7年11月	中国に販売・持株会社を設立（東陶機器（中国）有限公司（現社名：東陶（中国）有限公司））
平成8年10月	米国に持株会社を設立（TOTO U.S.A., Inc.）
平成13年1月	米国の販売会社（TOTO Kiki U.S.A. Inc.）と製造会社（TOTO Industries(Atlanta), Inc.）を統合し、TOTO U.S.A., Inc.に社名変更 従来の持株会社（TOTO U.S.A., Inc.）は、TOTO U.S.A.Holdings, Inc.に社名変更 （現社名：TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.）
平成13年10月	当社・愛知電機㈱・小糸工業㈱（現 KIホールディングス㈱）の3社共同で、会社分割制度を用い、ウォシュレット製造会社を設立（㈱パンウォッシュレット（現社名：TOTOウォッシュレットテクノ㈱））
平成14年2月	ベトナムに衛生陶器製造会社を設立（TOTO VIETNAM CO., LTD.）
平成18年4月	メキシコに衛生陶器製造会社を設立（TOTO SANITARIOS DE MEXICO,S.A.DE C.V.（現社名：TOTO MEXICO,S.A.DE C.V.））
平成19年3月	愛知電機㈱・小糸工業㈱（現 KIホールディングス㈱）よりTOTOウォッシュレットテクノ㈱の株式をすべて取得し、100%子会社化
平成19年5月	TOTO株式会社に社名変更
平成19年12月	ドイツの持株会社（TOTO Gerate GmbH（現社名：TOTO Europe GmbH））に増資を実施
平成20年1月	シンガポールにアジア・オセアニア統括会社を設立（TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.）
平成21年11月	タイに衛生陶器製造会社を設立（TOTO Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.）（現社名：TOTO (THAILAND)CO., LTD.）
平成23年1月	インドに現地法人を設立（TOTO INDIA INDUSTRIES PVT.LTD.）
平成25年4月	ブラジルに販売会社を設立（TOTO Do Brasil Distribuicao e Comercio,Ltda.） 会社分割（新設分割）を用い、水栓金具等製造会社を設立（TOTOアクアテクノ㈱）

平成25年7月 TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.が、The Siam Cement Public Company LimitedよりTOTO Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.（現社名：TOTO(THAILAND)CO.,LTD.）の株式をすべて取得し、100%子会社化

平成27年8月 創立100周年の記念事業として、本社・小倉第一工場敷地内に「TOTOミュージアム」を開設

3【事業の内容】

当社グループは、TOTO株式会社（当社）及び子会社52社、関連会社5社により構成されており、主な事業内容と子会社及び関連会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

(1)グローバル住設事業

主要な製品は、レストルーム、バス・キッチン・洗面商品等です。

<日本住設事業>

当社が製造・販売しているほか、国内連結子会社では、TOTOサニテクノ(株)が衛生陶器を、TOTOウォシュレットテクノ(株)が温水洗浄便座を、TOTOバスクリエイト(株)がユニットバスルームを、TOTOハイリビング(株)がシステムキッチンと洗面化粧台を、TOTOアクアテクノ(株)が水栓金具・電気温水器・手すり・浴室換気暖房乾燥機等を、サンアクアTOTO(株)が水栓金具等を、TOTOプラテクノ(株)が腰掛便器用シートとプラスチック・ゴム成形部品及びプラスチック浴槽とマーブライトカウンターを製造し、当社に供給しています。TOTOメンテナンス(株)は、これらの製品の補修業務などのアフターサービス業務を行っています。また、TOTOエンジニアリング(株)は、住宅設備機器の施工・販売・設計・請負を行っています。国内連結子会社のTOTOエムテック(株)、TOTO関西販売(株)などが当企業集団で製造した製品を販売しています。その他、TOTOファイナンス(株)が当社及び当社子会社への資金貸付を行うなど、5社の連結子会社が当社等に対しサービス等の役務提供業務をしています。

<中国・アジア住設事業>

(中国)

海外連結子会社の東陶(中国)有限公司を中国における統括・販売拠点としているほか、北京東陶有限公司、東陶機器(北京)有限公司、東陶華東有限公司、東陶(福建)有限公司が衛生陶器を、東陶(上海)有限公司、東陶機器(広州)有限公司が衛生設備関連商品を、南京東陶有限公司が浴槽を、東陶(大連)有限公司が水栓金具及び部品を製造しています。また、東陶(香港)有限公司が住宅設備機器の販売を行っています。

関連会社については、廈門和利多衛浴科技有限公司他2社があります。

(アジア・オセアニア)

海外連結子会社のTOTO Asia Oceania Pte.Ltd.をアジア・オセアニアにおける統括・販売拠点としているほか、TOTO VIETNAM CO.,LTD.、TOTO(THAILAND)CO.,LTD.、TOTO INDIA INDUSTRIES PVT.LTD.、台湾東陶股份有限公司が衛生陶器を製造・販売し、TOTO MALAYSIA SDN.BHD.が温水洗浄便座を製造しています。また、TOTO KOREA LTD.が住宅設備機器の販売を行っています。

関連会社については、P.T.SURYA TOTO INDONESIA Tbk.があります。

<米州・欧州住設事業>

(米州)

海外連結子会社のTOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.を米州における統括・販売拠点とし、TOTO U.S.A., Inc.を製造・販売拠点としているほか、TOTO MEXICO, S.A. DE C.V.が衛生陶器を製造しています。TOTO Do Brasil Distribuicao e Comercio,Ltda.が住宅設備機器の販売を行っています。

(欧州)

海外連結子会社のTOTO Europe GmbHを欧州における統括・販売拠点としているほか、TOTO Germany GmbHが腰掛便器用シートを製造・販売しています。

(2)新領域事業

主要な製品は、セラミック、タイル・ハイドロテクト商品です。

<セラミック事業>

当社が製造・販売しているほか、国内連結子会社のTOTOファインセラミックス(株)がセラミック製品の製造を行っています。

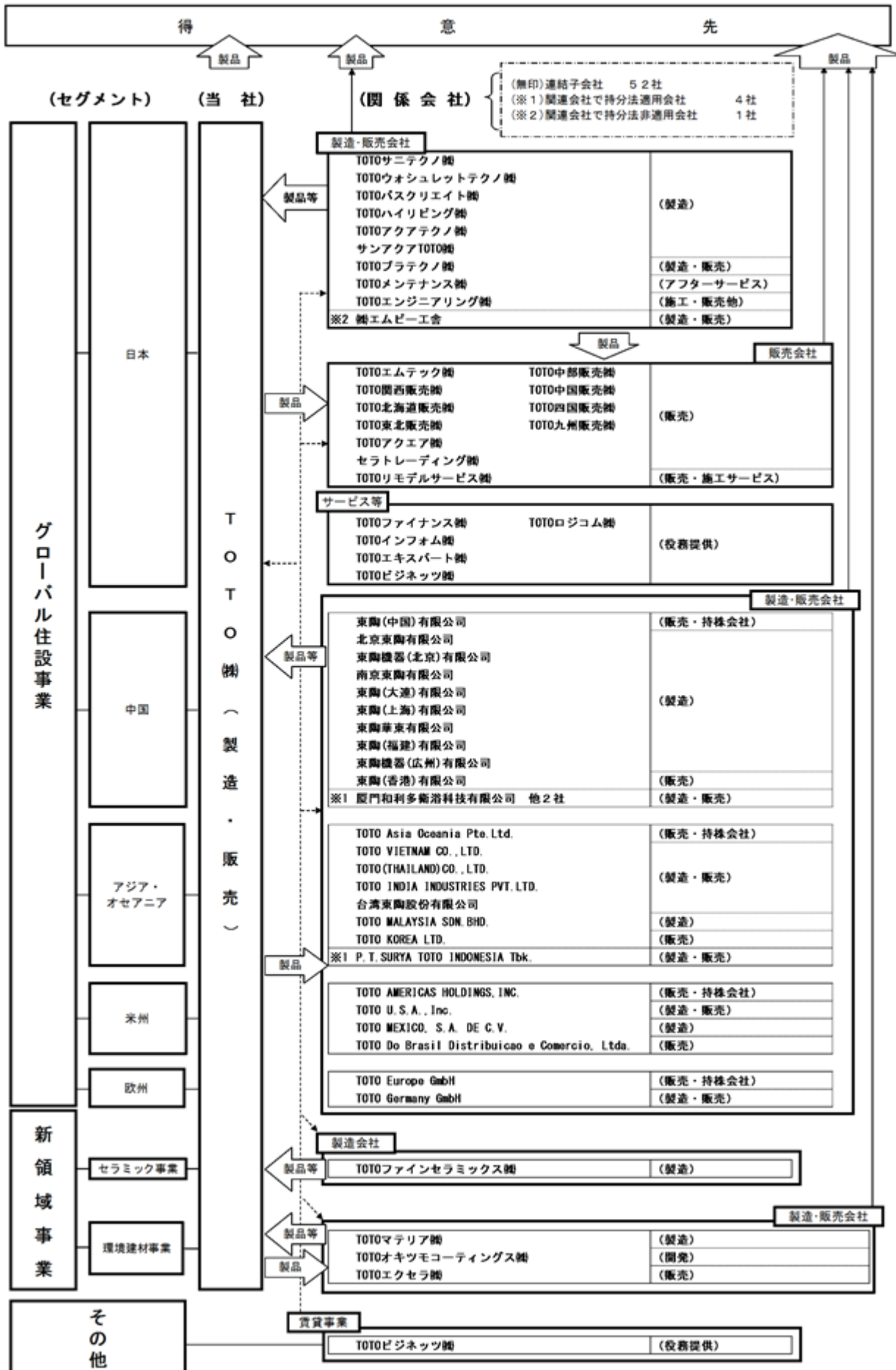
<環境建材事業>

当社が販売しているほか、国内連結子会社のTOTOマテリア(株)がタイル建材製品の製造を、TOTOオキツモコーティングス(株)が塗料の開発を、TOTOエクセラ(株)がタイル製品の販売を行っています。

(3)その他

報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、TOTOビジネッツ(株)が当社に対して行っている、事務所など不動産の賃貸業等です。

以上、述べた事項について事業系統図を示すと次頁のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
TOTOサニテクノ(株)	大分県中津市	100	衛生陶器の 製造・販売	100	・衛生陶器製品の 購入 ・土地等及び設備の 一部を賃貸 ・役員の兼任等...有
TOTOウォシュレット テクノ(株)	北九州市小倉北区	100	温水洗浄便座の 製造・販売	100	・温水洗浄便座製品の 購入 ・土地等の一部を賃貸 ・役員の兼任等...有
TOTOバスクリエイト(株)	千葉県佐倉市	100	ユニットバス ルームの製造・ 販売	100	・ユニットバスルーム の購入 ・土地の一部を賃貸 ・役員の兼任等...有
TOTOハイリビング(株)	千葉県茂原市	100	システムキッチン・洗面化粧台 の製造・販売	100	・システムキッチン・ 洗面化粧台の購入 ・土地等の一部を賃貸 ・役員の兼任等...有
TOTOアクアテクノ(株)	北九州市小倉南区	100	水栓金具・電気温 水器・手すり・浴室換 気暖房乾燥機等の 製造・販売	100	・水栓金具・電気温 水器・手すり・浴室換 気暖房乾燥機等の 購入 ・土地等及び設備の 一部を賃貸 ・役員の兼任等...有
TOTOファインセラミッ クス(株)	大分県中津市	100	セラミック(精密 セラミックス・光 通信用部品等)の 製造・販売	100	・セラミック製品の 購入 ・役員の兼任等...有
TOTOマテリア(株)	岐阜県土岐市	100	タイル建材の 製造・販売	100	・タイル建材製品の 購入 ・役員の兼任等...有
TOTOプラテクノ(株)	福岡県豊前市	100	合成樹脂製品・ ゴム製品等の 製造・販売	100	・プラスチック成形 品、浴槽製品・マー ブライト製品の購入 ・役員の兼任等...有
TOTOメンテナンス(株)	東京都港区	100	製品のアフター サービス	100	・当社製品のアフター サービス業務の委託 ・役員の兼任等...有
TOTOエンジニアリング (株)	東京都港区	100	住宅設備機器の施 工・販売・設計・ 請負	100	・ユニットバスルーム 等の販売、施工管理 業務の委託 ・役員の兼任等...有
TOTOエムテック(株)	東京都新宿区	100	住宅設備機器の 販売	100	・住宅設備機器の販売 ・役員の兼任等...有
TOTO関西販売(株)	大阪市浪速区	42	住宅設備機器の 販売	100	・住宅設備機器の販売 ・役員の兼任等...有
TOTOファイナンス(株)	北九州市小倉北区	100	当社及び当社の 子会社への資金 貸付	100	・資金の貸付 ・役員の兼任等...有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
東陶(中国)有限公司	中華人民共和国 北京市	千米ドル 53,850	持株会社、中国 における製品の 販売	100	・役員の兼任等...有
北京東陶有限公司	中華人民共和国 北京市	千米ドル 15,000	衛生陶器の 製造・販売	55 (55)	・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有
東陶機器(北京)有限 公司	中華人民共和国 北京市	千米ドル 24,000	衛生陶器の 製造・販売	60 (60)	・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有
南京東陶有限公司	中華人民共和国 南京市	千米ドル 17,400	浴槽(鋳物ホー ロー・樹脂)等の 製造・販売	75 (45)	・浴槽の購入 ・役員の兼任等...有
東陶(大連)有限公司	中華人民共和国 大連市	1,891	水栓金具の 製造・販売	75 (75)	・水栓金具の購入 ・役員の兼任等...有
東陶(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 12,750	温水洗浄便座・ 衛生設備関連商 品の製造・販売	100 (100)	・温水洗浄便座・衛生 設備関連商品の購入 ・役員の兼任等...有
東陶華東有限公司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 42,000	衛生陶器の 製造・販売	100 (100)	・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有
東陶(福建)有限公司	中華人民共和国 漳州市	千人民币元 250,000	衛生陶器の 製造・販売	100 (100)	・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有
TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.	Singapore, Singapore	千米ドル 165,131	持株会社、アジ ア・オセアニア における製品の 販売	100	・衛生陶器製品等の 販売 ・資金の貸付 ・役員の兼任等...有
TOTO MALAYSIA SDN. BHD.	Seremban, Negeri Sembilan, Malaysia	千マレーシア リンギット 50,000	温水洗浄便座の 製造・販売	100 (100)	・温水洗浄便座製品の 購入 ・役員の兼任等...有
TOTO VIETNAM CO.,LTD.	Hanoi,Vietnam	千米ドル 40,000	衛生陶器等の 製造・販売	100 (100)	・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有
TOTO(THAILAND)CO., LTD.	Saraburi, Thailand	千タイ バーツ 1,630,000	衛生陶器等の 製造・販売	100 (100)	・衛生陶器製品等の 購入 ・借入金の保証 ・役員の兼任等...有
TOTO INDIA INDUSTRIES PVT.LTD.	Mumbai, India	千インド ルピー 3,500,000	衛生陶器等の 製造・販売	70 (70)	・衛生陶器製品の購入 ・借入金の保証 ・役員の兼任等...有
台湾東陶股份有限公司	中華民国 台湾省台北市	千台湾ドル 294,600	衛生陶器等の 製造・販売	92.3	・衛生陶器製品の購入 ・役員の兼任等...有
TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.	Morrow,GA U.S.A.	千米ドル 88,325	持株会社、米州に おけるセラミック 製品・建材製品の 販売	100	・役員の兼任等...有
TOTO U.S.A.,Inc.	Morrow,GA U.S.A.	千米ドル 78,420	衛生陶器の 製造、米州にお ける製品の販売	100 (100)	・衛生陶器製品等の 販売 ・役員の兼任等...有
TOTO MEXICO, S.A. DE C.V.	Monterrey,N.L. Mexico	千米ドル 38,500	衛生陶器の 製造・販売	100 (100)	・役員の兼任等...有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
TOTO Europe GmbH	Dusseldorf, Germany	千ユーロ 1,600	持株会社、欧州に おける製品の販売	100	・衛生陶器製品等の 販売 ・役員の兼任等...有
その他21社					

(持分法適用関連会社)					
P.T.SURYA TOTO INDONESIA Tbk.	Jakarta, Indonesia	千インドネシア ルピア 51,600,000	衛生陶器・水栓金 具等の製造・販売	37.9	・衛生陶器・水栓金具製 品等の購入 ・役員の兼任等...有
その他3社					

- (注) 1. の会社は、特定子会社に該当します。
2. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。
3. 東陶(中国)有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等

(1) 売上高	60,811百万円
(2) 経常利益	12,510百万円
(3) 当期純利益	10,650百万円
(4) 純資産額	49,396百万円
(5) 総資産額	66,145百万円

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	14,374
中国	7,083
アジア・オセアニア	6,406
米州	1,263
欧州	105
グローバル住設事業計	29,231
セラミック事業	520
環境建材事業	392
新領域事業計	912
報告セグメント計	30,143
その他	191
合計	30,334

(注)従業員数は就業人員です。

(2)提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
7,539	41.7	14.5	6,722,836

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	6,567
中国	228
アジア・オセアニア	131
米州	87
欧州	11
グローバル住設事業計	7,024
セラミック事業	129
環境建材事業	195
新領域事業計	324
報告セグメント計	7,348
その他	191
合計	7,539

(注)1.従業員数は就業人員です。なお、子会社等への出向従業員(当期1,823人)は除外しています。

2.平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3)労働組合の状況

1.当社グループには労働組合(TOTO UNION等)が組織されており、平成29年3月31日現在の組合員数は9,540人(臨時従業員を含む)です。

2.労使関係について、特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度の状況

当連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）におけるわが国の経済は、一部に改善の遅れも見られますが、緩やかな回復基調が続きました。また、世界経済はアジア新興国等において弱さが見られるものの、全体としては緩やかな回復が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは引き続き、創立100周年を迎える平成29年（2017年）に向けた長期経営計画「TOTO Vプラン2017（以下Vプラン2017という）」及び、平成26年度からスタートした4ヵ年の中期経営計画に基づき、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸で活動を推進しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高が5,738億1千9百万円（前期比1.0%増）、営業利益が485億7千1百万円（前期比5.3%増）、経常利益が493億8千1百万円（前期比5.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が338億3千9百万円（前期比5.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。なお、セグメントの売上高については、外部顧客への売上高を記載しています。

セグメントの状況

グローバル住設事業

当連結会計年度の業績は、売上高が5,514億9千1百万円（前期比0.7%増）、営業利益が524億7千2百万円（前期比5.1%増）となりました。

a. 日本住設事業

当連結会計年度の業績は、売上高が4,233億1千万円（前期比0.7%増）、営業利益が291億4千9百万円（前期比2.1%増）となりました。

当社グループにおいては、リモデルは前年並み、新築は前年を上回る実績となりました。商品面では、特に「ネオレスト」を中心としたウォシュレット一体形便器やユニットバスなどの売上が順調に推移しました。

TOTO、DAIKEN、YKK APでは、快適性と環境配慮を両立するリフォーム「グリーンリモデル」を引き続き推進しています。

当連結会計年度においては、TOTO、DAIKEN、YKK APによるコラボレーションショールームを金沢、熊本、高松、新潟にオープン（熊本、新潟はTOTO、YKK APの2社）し、コラボレーションショールームは全国で12ヶ所となりました。各社が連携した充実の空間展示とコンサルティングで、環境に配慮しながら快適な暮らしを実現する「グリーンリモデル」を提案し、暮らしの価値を高めるリモデルをお客様に提供していきます。

また、増加している訪日外国人観光客の目に触れるトイレの提案強化をすることで、ウォシュレットの訴求機会を増やし、国内だけでなく海外での購買につなげる活動を強化しています。

b. 中国・アジア住設事業

<中国>

当連結会計年度の業績は、売上高が632億9千9百万円（前期比1.2%増）、営業利益が157億7千3百万円（前期比4.2%増）となりました。

当社グループにおいては、一級都市をはじめとする都市部を中心に、市場環境や消費者の購買行動の変化などに注視しつつ、高級ブランドとしての強みを活用し、事業活動を推進しています。

また、中国国内の長期的な市場成長による需要増に対応するため、効率的な生産・最適な供給体制の構築を進めています。

これらの活動に加え、ウォシュレットの新商品投入や積極的なプロモーションが奏功し、売上が着実に伸びています。

<アジア・オセアニア>

当連結会計年度の業績は、売上高が306億2千8百万円（前期比0.3%増）、営業利益が59億3千1百万円（前期比11.4%増）となりました。

アジア・オセアニア地域では、世界の供給基地としてベトナム、タイでの生産体制を充実させると共に、新興国市場での販売力を強化しています。台湾、ベトナムでは、高級ブランドとしての認知が確実に進んでおり、その強みを活かした事業活動を推進しています。

・ベトナムでは、市場の成長に合わせて、5スターホテルや高級コンドミニアムなどの著名物件や、個別分散物件の受注強化のため、販売網の強化やアフターサービス体制の整備に取り組んでいます。

平成28年11月、ベトナム最大都市ホーチミンに直営ショールームをオープンしました。ベトナム南部エリアでの更なるブランド発信と売上拡大に努めています。

- ・タイでは、新たな販売及び生産体制のもと、高付加価値商品の提案を軸とする販売網を構築し、著名物件への採用活動強化により、高級ブランドのイメージ浸透を図っています。

平成29年3月、タイのバンコクに専門家向けショールーム「TOTO テクニカルセンターバンコク」をオープンしました。テクニカルセンターを活用した物件への採用活動強化により、タイにおける高級ブランド地位確立を目指します。

- ・台湾では、新築住宅着工に依存しない販売体制確立に向け、積極的なプロモーションの展開により、ウォシュレットの普及に努めています。

c. 米州・欧州住設事業

< 米州 >

当連結会計年度の業績は、売上高が304億7千3百万円（前期比0.3%増）、営業利益が24億6千3百万円（前期比43.7%増）となりました。

当社グループにおいては、中高級市場におけるトップメーカーとしての商品優位性や価値伝達によって、ブランド価値を高め、競合他社との差別化を図っています。

- ・高い節水性能（洗浄水量3.8L）の節水便器や住宅向け水栓など、新商品の投入や、販売代理店の店頭における展示の拡充を進めています。ウォシュレットについては、ショールーム展示やホームページ情報の充実、広告宣伝などのプロモーションを実施しました。これにより、水まわり空間におけるTOTOブランドの存在感を高めるべく、拡販を図っています。

・平成28年9月、米国の旗艦ショールームとなる「TOTO Corporate Gallery」をニューヨークにオープン、平成29年3月にはサンフランシスコショールームをオープンいたしました。海外直営ショールームを通し、TOTO独自の技術を広く世界のお客様に発信してまいります。

< 欧州 >

当連結会計年度の業績は、売上高が37億7千9百万円（前期比3.8%減）、営業損失が8億4千4百万円（前連結会計年度は営業損失7億6千5百万円）となりました。

欧州では、ドイツ、フランス、イギリスを中心に事業展開し、販売チャネルの構築を進めており、代理店のショールームでは、当社の商品の展示が進んでいます。また、「ネオレスト」などの節水性能とデザイン性の高い商品を市場投入することによって他社との差別化を図り、著名なホテルや商業施設に納めることでTOTOブランドの存在感をアピールしています。

- ・平成29年3月、ドイツ・フランクフルトで開催された世界最大規模の住宅設備機器の国際見本市「ISH2017 (International Sanitary and Heating 2017)」に出展し、革新的なテクノロジーで暮らしを新しく豊かに進化させる商品・技術を提案しました。

新領域事業

当連結会計年度の業績は、売上高が220億6千3百万円（前期比10.9%増）、営業利益が5億6千1百万円（前連結会計年度は営業利益2千8百万円）となりました。

当社のオンリーワン技術を活かした「セラミック事業」、環境浄化技術「ハイドロテクト」による建材や塗料などを展開する「環境建材事業」を「新領域事業」として、事業活動を推進しています。

< セラミック事業 >

当連結会計年度の業績は、売上高が130億8千8百万円（前期比22.9%増）、営業利益が12億5千2百万円（前期比24.4%増）となりました。

新型メモリ向け静電チャックと有機ELパネル向け構造部材が牽引し、前年比で売上が増加しました。お客様基の体質強化の効果と共に利益改善が進み、黒字基盤が強固になっています。

オンリーワン技術を活かした構造部材、静電チャックや光通信部品などの高機能・高精度セラミック部品に特化し、全社横断の革新活動「デマンドチェーン革新」を推進することにより、最適な生産体制の整備を進めています。

< 環境建材事業 >

当連結会計年度の業績は、売上高が89億7千5百万円（前期比3.0%減）、営業損失が6億9千1百万円（前連結会計年度は営業損失9億7千8百万円）となりました。

住宅会社向け外壁商品の取引先住宅着工の減少に伴い、減収となりましたが、戦略商品である内装防汚陶板「ハイドロセラ」の売上伸長、及び生産体制強化による利益改善などが進み営業損益は改善しました。

「ハイドロテクト」は、光触媒を利用して光や水の力で地球も暮らしもきれいにする環境浄化技術であり、技術ブランドです。既に多くのお客様にご活用いただいております。建物の外壁から室内の壁や床まで様々な製品に利用されています。また、事業戦略も国内中心から海外へと拡大させ、業種を越えたパートナーシップをグローバルに広げ、「ハイドロテクト」の普及と共に環境貢献を進めています。

その他
<全般>

TOTOミュージアム累計来館者14万人突破

創立100周年記念事業として平成27年8月にオープンした「TOTOミュージアム」では、TOTOが受け継いできた創業の精神やものづくりへの想いと共に新しい生活文化を創造してきたその歴史と進化を紹介しており、累計で14万人のお客様をお迎えいたしました。

今後もお越しいただくお客様、地域の方々、及びお取引先様との接点の場として、また創立の地「小倉」から世界へTOTOブランドを発信するランドマークとして魅力ある施設を目指します。

「初代ユニットバスルーム」が「建築設備技術遺産」に認定

TOTOミュージアム所蔵の「初代ユニットバスルーム」が、一般社団法人建築設備技術者協会より、平成28年度「建築設備技術遺産」に認定されました。

<社外からの評価について>

「FTSE 4 Good Index Series」（フツィ・フォー・グッド・インデックス・シリーズ）に初選定

平成28年8月、社会的責任投資（SRI）の世界的指数である「FTSE 4 Good Index Series」の構成銘柄に初めて選定されました。

「DJSI World Index（ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス）」に6年連続で選定

平成28年9月、世界的な社会的責任投資の指標である「Dow Jones Sustainability Indices (DJSI)World」に6年連続で選定されました。平成28年度は、世界の大手企業約2,500社の中から316社（うち日本企業は当社を含む26社）が組み入れられています。

第7回日本でいちばん大切にしたい会社大賞「経済産業大臣賞」受賞

「人を大切にしたい経営学会」（会長：坂本光司 法政大学大学院教授）・「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞実行委員会（実行委員長：清成忠男 元法政大学総長）が主催する第7回「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞において、離職率の低さや障がい者雇用への取り組みなどが評価され、経済産業大臣賞を受賞しました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は983億8千4百万円となり、前連結会計年度末の940億8千9百万円に比べ、42億9千4百万円の資金増加となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により637億3千8百万円の収入となりました。これは、税金等調整前当期純利益487億4千5百万円、減価償却費192億9百万円等の収入と、法人税等の支払額109億3千7百万円等の支出によるものです。前連結会計年度と比較すると、50億4千3百万円の収入増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により359億4千4百万円の支出となりました。これは、有形固定資産の取得320億2千3百万円、無形固定資産の取得34億7千万円等の支出と、有形固定資産の売却21億6千2百万円等の収入によるものです。前連結会計年度と比較すると、59億9千2百万円の支出増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により189億5千3百万円の支出となりました。これは、長期借入金の返済200億9千7百万円、コマーシャル・ペーパーの償還120億円、配当金の支払額115億1百万円等の支出と、短期借入金の増加166億円、コマーシャル・ペーパーの発行90億円等の収入によるものです。前連結会計年度と比較すると、38億9千9百万円の支出増加となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
日本	359,913	0.1
中国	90,212	0.7
アジア・オセアニア	47,323	3.0
米州	18,092	4.1
欧州	1,634	4.0
グローバル住設事業計	517,175	0.2
セラミック事業	11,208	13.9
環境建材事業	9,479	4.7
新領域事業計	20,687	9.5
報告セグメント計	537,863	0.5
その他	-	-
合計	537,863	0.5

(注) 1. 金額は、売価換算値で表示しています。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当社グループは概ね見込生産方式を採っていますので、受注の状況については記載を省略しました。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
日本	434,214	0.9
中国	81,871	0.2
アジア・オセアニア	46,693	3.2
米州	30,528	0.3
欧州	3,797	3.6
グローバル住設事業計	597,107	0.9
セラミック事業	13,088	22.9
環境建材事業	10,379	1.6
新領域事業計	23,468	12.5
報告セグメント計	620,575	1.3
その他	313	0.3
内部売上消去等	47,069	-
合計	573,819	1.0

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

前連結会計年度、当連結会計年度共に販売実績が総販売実績の100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しました。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業を目指します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しています。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

わが国の経済は、一部に改善の遅れも見られますが、緩やかな回復基調が続きました。また、世界経済はアジア新興国等において弱さが見られるものの、全体としては緩やかな回復が続きました。このような事業環境の中、当社グループは、引き続き平成21年7月に策定した、長期経営計画「Vプラン2017」を推進しています。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げてこれらの事業活動に取り組んでいます。

なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と、「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸で推進しています。

<全社横断革新活動について>

全社最適視点での商品戦略を担う「マーケティング革新」

日本発のコアテクノロジーをグローバルでも共通基盤技術として活かしながら、エリア毎の市場や特性に応じた商品企画・開発、さらにはプロモーション活動を強化してまいります。

お客様のご要望に早く効率的にお応えする「デマンドチェーン革新」

原材料調達から、お客様施工現場到着までの流れにおいて高速サプライチェーンを構築する「サプライチェーン革新」と、全社最適の生産技術開発体制で既成概念を超えた新たな発想によるものづくりを進める「ものづくり革新」からなる「デマンドチェーン革新」の活動を推進しています。これまで日本で培ってきた、商品企画から、研究開発、購買、生産、物流、販売、アフターサービスまで一体となった活動をグローバルに展開し、お客様のご要望に早く効率的に応える体制を構築しています。

(当期までの主な進捗状況)

- ・「サプライチェーン革新」では、「生産・販売・物流・購買・情報の一体行動」「総合リードタイムの徹底短縮」の基本方針のもと、生産部門と販売部門が一体となり「納期乖離」「棚卸資産」「サプライチェーンコスト」の極小化を進めてきました。
- ・「ものづくり革新」では、「素材」「グローバルプラットフォーム（設計の効率化）」「次世代生産方式」「グローバル生産拠点最適化」の4つの視点で革新活動を進めています。
- ・平成28年度より、日本国内で進めてきたこれらの活動をグローバルに展開しています。

多様な人材（ ）の活躍によってイノベーションを牽引する「マネジメントリソース革新」

経営資源の中で、「人材」を最も重要なマネジメントリソースと位置付け、「自ら学び続ける、多様な人材の確保」と「チャレンジする企業風土の実現」を目指し、ダイバーシティの推進や人材育成の強化を進めています。また、財務面では成長のための積極的な投資と並行して、資産の評価・整理を進め、財務体質の改善・スリム化を図っています。

()当社グループで働くすべての人々は「次世代を築く貴重な財産である」という考えから、「人材」ではなく「人材」と表記しています。

(当期までの主な進捗状況)

- ・様々な分野での女性の活躍推進、女性管理職の登用、障がい者の雇用を促進し、あわせて職場環境の改善を図ることでいきいきと活躍できるよう支援を行いました。
- ・契約社員がやりがいをもって永く活躍できるよう正社員化を推進、また役職を退いた管理職がスキル・能力をみがき更に高い役割にチャレンジできるよう制度を改定しました。
- ・人材育成においては、グローバルな人材マネジメントに関する調査・研究を進め、海外拠点の社員を対象にした表彰制度や人材交流などを充実させました。

< TOTOグローバル環境ビジョンについて >

TOTOグループは、各国各地域の社会問題や環境問題と向き合い、「水を大切に」「温暖化を防ぐ」「資源を大切に」「地球を汚さない」「生物多様性を守る」「地域社会のために」の6つのテーマについて環境目標を設定し、各地域で取り組みを進めています。

(当期までの主な進捗状況)

「水を大切に」(商品使用時の水消費量削減)

グローバルでの商品使用時における水消費量は、平成28年度は7.4億m³削減(平成17年度比性能向上分)となりました。これは、「節水便器」や浴室・キッチン・洗面での「エアインシャワー」といった節水商品を幅広く展開し、普及促進したことによるものです。特に、海外においては、節水便器の販売が大幅に伸長したことにより、水消費量の削減に寄与しました。

「温暖化を防ぐ」(商品使用時・事業所からのCO₂排出量削減)

グローバルでの商品使用時のCO₂排出量削減については、お湯を節約することでガスや電気の消費を抑えられる「エアインシャワー」「エコシングル水栓」、また省エネ性能の高い「ウォシュレット」「魔法びん浴槽」などの普及促進により、平成28年度は306万t削減(平成17年度比性能向上分)となりました。

また、グローバルでの事業所からのCO₂排出量削減については、各事業所において生産性向上、高効率機器の導入、既存設備の省エネ改良などの活動を横断的に推進した結果、平成28年度はCO₂総排出量が32.8万t、施策によるCO₂削減量が2.5万t(平成26年度からの累計値)となりました。

「地域社会のために」(ボランティア参加人数)

地球環境に貢献するボランティア活動「グリーンボランティア」をはじめ、各拠点で様々な活動を企画した結果、グローバルでのボランティア参加人数は、49,300人となりました。

今回で12回目となる「TOTO水環境基金」においては、創立100周年記念として、助成枠を総額1億円に増額、助成期間を最長3年に延長し、募集を行いました。その結果、35団体(国内26団体、海外9団体)へ9,531万円の助成を決定しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の支配に関する基本方針について取締役会において次のとおり決議しています。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの事業特性、並びに当社の企業価値の源泉を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者であることが必要と考えています。

当社は、大正6年の創業以来、一貫して「社会の発展への寄与」を理念とする経営を行ってまいりました。水まわりを中心とした豊かで快適な生活文化創造にあたっては、たゆまぬ研究開発と市場開拓を行い、必要な設備や人材育成に長期的投資を行うことによって、日本市場の中で、「環境配慮」を実現する節電・節水技術の開発、「清潔・快適」「ユニバーサルデザイン」を実現する素材開発、「安心・信頼」を実現するビフォア・アフターサービス体制等、総合的な事業活動による価値の創造と提供を図ってまいりました。現在では、日本市場で築いた事業モデルを活かし、米州・アジアをはじめとする世界の水まわり市場の積極開拓により、一層の価値向上を図る一方、日本の水まわり市場において確固たる地位を築いたことによる供給責任にも応えています。創業以来、長きにわたり、広く社会の発展に寄与し続けたことが、現在の当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながっています。

当社は、公開会社として、当社株券等を保有する株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応え続けるためにも、これまでに築いた当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことなく、長期にわたって持続的に向上させていくことが必要と考えています。

そこで、特定の者又はグループによって当社株券等の大量買付行為が行われた場合には、これまで当社の企業価値を支えていただいた株主の皆様のために、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するかどうかの判断材料の提供と検討期間を確保すると共に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しないと判断される場合には一定の対抗措置を講じることができるよう大量買付行為に関する対応方針を定めておくことが必要と考えています。

基本方針の実現に資する取組み

() 社是・企業理念及び中長期経営計画

当社グループは、社是「愛業至誠：良品と均質 奉仕と信用 協力と発展」とTOTOグループ企業理念「私たちTOTOグループは、社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業を目指します。」に基づき、広く社会や地球環境にとって有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しています。当社の企業価値の源泉は、高品質な製品を提供し続けてきた高度な生産技術力、ユニットバス・ウォシュレット等の新たな生活文化の創造に寄与する商品やネオレスト・ハイドロテクト等の環境配慮商品を創造してきた研究開発力、お客様の多様なニーズにきめ細やかに対応できる高品質かつ豊富な商品群、お客様に安心・安全・信頼の証として認知された企業ブランド、取引先との良好かつ長期的なパートナーシップに基づく販売力、前記～の維持・発展を担う従業員等にありま

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるため、創立100周年を迎える平成29年(2017年)における当社の目指す姿と、その実現に向けた戦略フレームを示した長期経営計画「Vプラン2017」を策定し、グループを挙げて取り組みを推進しています。

その戦略フレームは、コーポレート・ガバナンスの強化、「国内住設」「海外住設」「新領域」の3つの事業軸と、3つの全社横断革新活動「マーケティング革新」「デマンドチェーン革新」「マネジメントリソース革新」の推進です。

これらの事業活動を「TOTOグローバル環境ビジョン」を推進エンジンとして、グループを挙げて取り組んでいます。なお、平成28年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」と「セラミック」「環境建材」で構成される「新領域事業」の2つの事業軸でさらに強化して推進しています。

事業の成長及び収益力の向上面では、お客様の期待以上の満足を得ることのできる魅力ある商品とサービスを提供し続けること、並びに継続的なコストリダクションと生産性向上により、安定的かつ持続的な成長を目指します。また、資産の効率的な運用の面では、資産の流動化や負債の圧縮などにより財務体質のスリム化を図り、企業価値の最大化を目指します。

()コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の客観性・透明性を高め経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し企業価値を永続的に拡大することが企業経営の要であると考えています。そのために、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

(a)取締役及び取締役会

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。

また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています。(取締役兼執行役員)

社外取締役には当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

(b)監査役及び監査役会

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

(c)報酬諮問委員会・指名諮問委員会

イ)報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を含む社外委員6名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

ロ)指名諮問委員会

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大量買付行為に際して、株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大量買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大量買付者から提供される情報のみならず、当該行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の必要かつ十分な情報、及び当該大量買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えています。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するため、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針」(買収防衛策、以下、「本プラン」という)を導入しています。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請すると共に、係る手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、係る手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、係る大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て(会社法第277条以下に規定されています。)の方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるといったものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」という)には、()大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、()当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様が当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されています。

本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から上記の取り組みが当社の上記の基本方針及び企業価値ひいては株主共同の利益の確保に資するものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

() 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

() 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものです。

() 株主意思を重視するものであること

(a) 本プランの更新にあたっては、定時株主総会において株主の皆様への承認をお諮りします。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(b) 本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の決定を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様を尊重する趣旨から必要かつ相当であると判断した場合には、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様を尊重することとしています。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

() 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会は、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者により構成されます。

加えて、当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐと共に、特別委員会の判断の概要については適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

() 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止できる仕組みを確保しています。

() 外部専門家等の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、取締役会及び特別委員会が、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び特別委員会による判断の公正性及び客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

() デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、デッド・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができずその発動を阻止するのに時間が掛かる買収防衛策）でもありません。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

(1)経営環境に関するリスク

経済状況の変動

当社グループの製品・サービスに対する需要は、その販売を行っている国又は地域の経済状況の影響を受けるため、世界の市場における景気後退及びこれに伴う需要の減少は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

為替相場の変動

国際取引や外貨建てで取引している海外での生産、販売等の営業活動取引、また、連結財務諸表作成のため海外連結子会社の資産及び負債等は円換算されるため、為替相場の変動は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

株価の下落

当社グループは、投資有価証券として株式を保有していますが、当該株式の時価が帳簿価額を著しく下回ることとなった場合、当該株式の評価損の計上が必要となり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

金利の変動

金利の変動は営業費用、支払利息、受取利息あるいは金融資産及び負債の価値に影響を与え、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

市場環境の変動

当社グループが主たる事業活動を行う住宅関連分野での需要の大幅な変動は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2)事業活動に関するリスク

競合他社との競争

当社グループは、多岐にわたる製品の開発・生産・販売・サービスを行っており、様々な企業と競合しています。当社グループは、今後とも競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいりますが、将来にわたって優位に展開できなくなる可能性があります。

急激な製品価格の下落

当社グループは、高付加価値商品の開発やコストリダクション活動などに積極的に取り組んでいますが、国内外の市場において激しい競争に晒されており、企業努力を上回る価格下落圧力が生じた場合は、当社グループの利益の確保に深刻な影響を受ける可能性があります。

海外事業活動における障害

当社グループは、海外市場での事業拡大を戦略の一つとしています。しかしながら、海外では為替リスクに加え、政情不安、経済動向の不確実性、宗教や文化の相違、商習慣に関する障害、更には投資・海外送金・輸出入・外国為替などの規制の変更や税制の変更等様々な政治的、経済的もしくは法的な障害を伴う可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

技術革新の重要性

当社グループの継続的成長及び競争力向上には、新技術や新製品開発のための技術革新が重要となりますが、将来の市場ニーズの変化に適切に対応できなかった場合などにおいては、当社グループの将来の成長や収益性に影響を受ける可能性があります。

企業買収及び他社との業務提携等

当社グループは、経営の効率化と競争力強化のため、企業買収及び資本参加を含む投資、他社との業務提携等による事業の拡大を行うことがあります。新しい製品やサービスを提供するにはこのような経営戦略が不可欠となりますが、活動が円滑に進まない、あるいは当初期待した効果が得られない可能性があります。また、他社が事業戦略を変更した場合には、当社グループは資本参加、業務提携関係等を維持することが困難になる可能性もあります。

原材料等の調達

当社グループの製造事業にとって、高品質の原材料及び部品等を安定的かつタイムリーに入手することは不可欠であり、そのために信頼のおける購入先を選定し調達活動を推進しています。しかし、購入先からの供給が中断した場合や業界内での需要が急増した場合、もしくは需給環境の変化等によりその調達価格が高騰する可能性もあります。このような場合には、購入先の変更や追加、あるいは他の原材料や部品の切り替え等がタイムリーに行うことができず、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

情報システムに関するリスク

当社グループは、ほとんどすべての業務において情報通信システムのサポートを受けています。また、情報通信システムも年々、複雑化・高度化しています。当社グループは、信頼性向上のため様々な対策を実施し、業務を継続的に運営できる体制を整備していますが、テロ、自然災害、ハッキング等の外的要因や人為的ミス、コンピュータウイルス等により情報通信システムの不具合、故障が生じる可能性があります。業務が一時的に中断し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

代理店等の財政状況

当社グループの販売取引先は、当社グループとの契約に基づき、代金後払いで製品・サービスを購入している場合があります。

万一、当社グループが多額の売掛債権を有する販売取引先の財政状態が悪化し、契約条件どおりの支払いを受けられない場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

有能な人材確保

当社グループは、人材は最も重要な財産の1つと捉え、グループ内では『人財』と表現しています。

当社グループの将来の持続的な成功は、人材がその能力を高め、会社に継続的に貢献し続けることと考え、経営理念に共感する人材を計画的に確保し、自律人材の育成に注力しています。従って、有能な人材の継続的な確保・育成ができない場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

(3) 中長期経営計画等に関するリスク

中長期経営計画等の目標達成

当社グループは、創立100周年を迎える平成29年（2017年）までに、「真のグローバル企業」となることを目指す「Vプラン2017」を推進しています。しかし、当社グループの計画達成に向けた取り組みにもかかわらず、事業環境の更なる悪化などの要因により、すべての目標達成又は期待される成果の実現に至らない可能性もあります。

事業構造改革

当社グループは、継続的な成長と収益力の更なる向上を目指すため、事業の選択と集中を進め、経営の効率化を図ってまいります。しかしながら、これらの事業再編や事業構造改革推進の過程において、費用の増加等によって当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

(4) 法的規制及び訴訟等

製品の欠陥

当社グループは、厳格な独自品質基準に基づき、製品の品質確保に細心の注意を払っています。しかしながら製品に欠陥が生じた場合、欠陥に起因する直接的・間接的損害に対して、当社グループは製造物賠償責任保険で十分補償しきれない賠償責任を負担する可能性や多大な対策費用の支出が生じる可能性があります。また当該問題に関する報道により、当社グループのブランドイメージの低下、顧客の流出などを招き、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権による保護

当社グループは、事業の優位性を確保するため、開発する製品及び技術について知的財産権による保護に努めていますが、出願する特許に対して権利が付与されない場合もあり、知的財産権による十分な保護が得られない可能性があります。また、知的財産権により保護されている第三者の技術を利用したい場合などには、その技術が利用できない、又は不利な条件で利用せざるを得ない場合もあります。加えて、当社グループが知的財産権に関し、第三者より訴訟を提起されたり、当社グループが自らの知的財産権保全のために訴訟を提起しなければならないことがあります。その場合において、多額の訴訟費用が費やされる可能性もあり、また、当社グループが第三者の知的財産権を侵害しているとの申し立てが認められた場合には、当社グループが特定の技術を利用できない可能性や多額の損害賠償責任を負う可能性もあります。

会計基準及び税制等の変更

新たな会計基準の適用や新たな税制の導入・変更によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、税制等の改正や税務申告における税務当局との見解の相違により、当社グループに予想以上の税負担が生じる可能性があります。

環境に関する規制

当社グループは、大気汚染、水質汚濁、土壌・地下水汚染、有害物質の取扱い・除去、廃棄物処理などを規制する様々な環境関連法令の適用を受けています。当社グループはこれら法令に細心の注意を払い事業活動を行っていますが、過去・現在及び将来の事業活動において、環境に関する費用負担の増加や賠償責任が発生する可能性があります。当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動に関する規制

気候変動抑制のため、世界的規模でのエネルギー使用の合理化や地球温暖化対策などの法令等の規制が強まっています。当社グループにおいて、これら規制の強化に伴い、新たな税負担、事業活動における諸資材・燃料の変更、設備の変更等の対応費用が増加することで、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報の流出

当社グループは、事業活動において顧客等のプライバシーや信用に関する情報（顧客等の個人情報を含む）を入手したり、他企業等の情報を受け取ることがあります。当社グループは、これらの情報の秘密保持に細心の注意を払い、情報の漏えいが生じないよう最大限の管理に努めていますが、不測の事態により情報が外部に流出する可能性があります。この場合には、損害賠償等の多額の費用負担が生じたり、当社グループの事業活動やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。また当社グループの事業上の重要機密が第三者に不正流用される恐れもあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の法的規制等

当社グループは、日本及び諸外国・地域の様々な規制に従って事業活動を行っています。これらの法規制や許認可制度等が従来よりも厳格になることにより、当社グループの事業活動が制限を受けたり、法規制等に適合するための費用が増加する可能性があります。また、当社グループが、不適切な対応や重大な違反をした場合には、当社グループの事業やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。

訴訟の提起

当社グループは、グローバルで多岐にわたる事業展開をしており、事業活動を進めていく中で様々な訴訟等を受ける可能性があります。訴訟が提起された場合には、結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)災害等に関するリスク

当社グループの事業拠点は、日本をはじめ世界各地に展開しています。大地震や大津波、台風、洪水などの自然災害やサイバー攻撃、戦争、テロ行為等の事象に伴う惨事、電力等のインフラ停止などの混乱状態に陥る可能性があります。また、重大な労働災害または強毒化した新型インフルエンザなどの感染症が世界的に流行した場合には、当社グループの設備の損害だけでなく貴重な人的資源に重大な影響を与え当社グループの事業活動の一部又は全体に大きな支障をきたす可能性があります。

この為に、事業拠点の移転や損害を被った設備等の修復の為に多額の費用が発生し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に大きな影響が及ぶ可能性があります。

(6)風評に関するリスク

当社グループは、法令遵守違反などの不適切な行為が発覚した場合は、速やかに適切な対応を図って参りますが、当社グループに対する悪質な風評が、マスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生・流布した場合は、それが正確な事実に基づくものであるか否かにかかわらず、当社グループの社会的信用が毀損し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7)その他のリスク

年金債務

当社及び一部のグループ会社では外部積立による退職年金制度を設けています。今後、金利の低下により退職給付債務に関する割引率を引き下げる必要が生じる可能性や、株価の下落により年金資産の目減りをもたらす可能性があり、その結果、数理計算上の差異（損失）が増加し、将来にわたる退職給付費用が増加する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループでは、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、定期的に保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失の認識・測定を行っています。その結果、固定資産の減損損失を計上することも予測され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得など様々な予測・仮定に基づいており、経営状況の悪化や税務調査の結果等により、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。従って、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

技術供与契約

契約会社名	契約相手先名称	国名	契約内容	対価の受取	契約期間
TOTO株 (当社)	廈門和利多衛浴科 技有限公司	中国	便座・便蓋・排水弁等の製 造技術等の提供	一定料率のロ イヤルティ	平成28年12月31日から 平成31年12月31日まで

6【研究開発活動】

「プラン2017」で目標に掲げた中長期経営計画の実現のため、日本で開発したオンリーワン技術をベースに、グローバル各国の地域特性や多様なニーズに応え、効率的な生産が実現可能となるよう研究開発に取り組んでいます。また、組み立てやすい部品の設計やコスト削減、生産リードタイムの短縮を図るため、部材のプラットフォーム化を推進しています。

当社グループでは、年齢や性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なくすべての人が快適、安全に使える商品のデザインを行う「ユニバーサルデザイン」を推進しています。商品開発者がモニターの方々との対話や観察・検証を繰り返し、商品開発を行っています。

燃料電池の発電モジュールとして開発しているセラミック製発電セル(SFC)は、エネルギー消費量を抑制してCO₂の削減に大きく貢献する技術です。これまで当社が培ってきたセラミック技術を応用した研究開発を行っており、高い発電性能と耐久性をもつ発電モジュールの開発に特化し、早期の事業化を目指しています。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は194億3千6百万円です。

当連結会計年度におけるセグメント別の活動内容、及び研究開発費は次のとおりです。

なお、各セグメントに配賦できない研究開発費が26億4千5百万円あります。

グローバル住設事業

a. 日本住設事業

日本市場においては、毎日の暮らしの中でお客様が快適に過ごしながらも、知らず知らずのうちに地球環境を守ることのできる商品の研究開発を進めています。

当連結会計年度において、大好評いただいている「きれい除菌水」技術を初めてキッチン・洗面商品にも搭載しました。キッチン「ザ・クラッソ」では専用水栓からまな板、包丁、ふきん、排水網かごに「きれい除菌水」を吹きかけ「きれい」を保ちます。洗面化粧台「オクターブ」「サクア」では、使用後にすすいだ歯ブラシに「きれい除菌水」を吹きかけて除菌したり、排水口に吹きかけて気になる汚れを抑制したりします。本技術の応用により、清潔で快適な水まわり空間を実現しています。

医療・福祉施設向け情報・通信システムメーカーの株式会社ケアコムとの共同研究により、入院患者が便座から立ち上がったことを看護スタッフに知らせる見守り支援システムを発売しました。ケアコムの「トイレ離座検知システム」とTOTOの「トイレ離座センサー専用ウォシュレット」で構成されています。

当セグメントに係る研究開発費は139億5千9百万円です。

b. 中国・アジア住設事業、米州・欧州住設事業

中国・アジア住設事業、米州・欧州住設事業においては、日本で開発したコアテクノロジーをもとに、高機能・高品質を維持しながら、各国の規制や基準を満たした環境配慮商品の開発を行い、それぞれの地域に合ったデザイン設計を進めています。また、各生産拠点では、最新技術を導入すると共に、日本で培った技術を伝承し、技術者の育成も進めています。

中国・アジア住設事業、米州・欧州住設事業に係る研究開発費は、合計で8億4千4百万円であり、各セグメントに係る研究開発費は、それぞれ中国が2億1千3百万円、アジア・オセアニアが6千3百万円、米州が5億6千1百万円、及び欧州が7百万円です。

新領域事業

セラミック事業においては、半導体の製造装置の分野で、エアスライド、静電チャック、ボンディングキャピラリーなどといった高品質・高精度セラミック製品の研究開発を進めています。また、エアロゾルディポジション(AD)法を用いた緻密で密着力の高い「AD膜」の商材を増やし、幅広く採用いただいています。オンリーワン技術を活かした新領域事業の創出に向けて、さまざまな研究開発を行っています。

環境浄化技術「ハイドロテクト」は、当社グループによって、世界で初めて実用化に成功した技術で、内外装タイル建材・塗料・コーティング材等の光触媒層に光が当たると「分解力」と「親水性」が発生し、大気汚染物質(NO_x)を除去する空気浄化効果や建物の外観をきれいに保つセルフクリーニング効果、抗ウィルス性・抗菌性等を有しています。また、「ハイドロテクト」を大型セラミックス陶板に施した「ハイドロセラ」シリーズは、高い耐久性によって、各種ビルなどのパブリック物件において信頼を獲得しています。「ハイドロテクト」は、自社製品への応用にとどまらず、パートナー企業と共に多様な建材を通じて更なる普及を目指しており、国内外で広く環境保全に貢献しています。

新領域事業に係る研究開発費は、合計で19億8千7百万円であり、各セグメントに係る研究開発費は、それぞれセラミック事業が16億9百万円、環境建材事業が3億7千7百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。この連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や合理的な方法等で処理していますが、引当金や資産の収益性の低下等による評価減等については、財政状態及び経営成績に影響を与える見積り額にて計上しています。

なお、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果とこれらの見積り額が異なる場合があります。

(2)当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は前連結会計年度比1.0%増の5,738億1千9百万円となりました。

利益面では、営業利益は前連結会計年度比5.3%増の485億7千1百万円、経常利益は前連結会計年度比5.6%増の493億8千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比5.3%減の338億3千9百万円となりました。

(3)当連結会計年度の財政状態の分析

流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は、2,820億7千6百万円（前連結会計年度末は2,793億8千3百万円）となり、26億9千3百万円増加しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、現金及び預金が79億9百万円の増加、商品及び製品が37億5千万円の減少、受取手形及び売掛金が15億9千2百万円の減少となっています。

固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は、2,719億2千万円（前連結会計年度末は2,568億8千2百万円）となり、150億3千7百万円増加しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、建物及び構築物が114億3千1百万円の増加、投資有価証券が55億7千6百万円の増加となっています。

負債

当連結会計年度末における負債の残高は、2,479億4千2百万円（前連結会計年度末は2,507億4千3百万円）となり、28億円減少しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、退職給付に係る負債が62億円の減少、未払金が35億4千4百万円の増加となっています。

純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は、3,060億5千3百万円（前連結会計年度末は2,855億2千2百万円）となり、205億3千1百万円増加しました。

前連結会計年度末からの主な増減要因については、親会社株主に帰属する当期純利益338億3千9百万円による利益剰余金の増加、剰余金の配当115億1百万円による利益剰余金の減少となっています。

(4)当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、「水まわりを中心とした生活空間において、より豊かで快適な生活文化を創造・提供し続ける。」ことを基本方針とし、当連結会計年度は26,776百万円の設備投資を実施しました。

<日本住設事業>生産設備導入・更新、新商品金型、ショールーム展示品の入替など、18,065百万円の設備投資を行いました。

<中国・アジア住設事業、米州・欧州住設事業>生産設備導入・更新、新商品金型など、セグメント別に中国1,824百万円、アジア・オセアニア2,965百万円、米州870百万円、欧州10百万円の設備投資を行いました。

<新領域事業>生産設備導入・更新など、セグメント別にセラミック事業2,320百万円、環境建材事業235百万円の設備投資を行いました。

<全社>全社的な投資として、研究開発設備購入などで、484百万円の設備投資を行いました。

当連結会計年度に完成の主要な設備としては、小倉第二工場新E棟、中津5棟の建設等があります。
 なお、所要資金については自己資金を充当しました。

また、当連結会計年度において、次の主要な設備を除却しました。

会社名 事業所名	セグメント名称	所在地	設備の内容	除却時期	除却時帳簿価額
TOTO(株) 各支社・支店・営業所	日本住設事業	全国各所	ショールーム展示品、建物造作等	平成28年4月 ～平成29年3月	579百万円

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

（1）提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 （面積千㎡）	その他	合計	
本社・小倉第一工場 （北九州市小倉北区）	日本住設事業 全社	衛生陶器の 生産設備他	8,273	1,718	857 (152)	1,663	12,512	2,093
小倉第二工場 （北九州市小倉南区）	日本住設事業	水栓金具等の 生産設備他	8,510	503	346 (156)	576	9,936	536
小倉第三工場 （北九州市小倉南区）	日本住設事業	製品の梱包及び 出荷用設備	5,889	401	3,041 (77)	68	9,401	92
茅ヶ崎工場 （神奈川県茅ヶ崎市）	日本住設事業 全社	システムトイレ の生産設備他	2,268	1,242	23 (84)	786	4,321	511
滋賀工場 （滋賀県湖南市）	日本住設事業	衛生陶器の 生産設備	4,093	6,051	92 (198)	57	10,294	47
滋賀第二工場 （滋賀県甲賀市）	日本住設事業	衛生陶器の製造 及び製品の梱包 及び出荷用設備	4,508	127	1,344 (95)	68	6,048	35
千葉物流センター （千葉県八千代市）	日本住設事業	製品の梱包及び 出荷用設備	1,638	176	2,029 (41)	20	3,864	34

（2）国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 （面積千㎡）	その他	合計	
TOTOサニテクノ㈱ 本社・中津工場 （大分県中津市）	日本住設事業	衛生陶器の 生産設備	890	1,632	()	86	2,609	316
TOTOサニテクノ㈱ 小倉工場 （北九州市小倉北区）	日本住設事業	衛生陶器の 生産設備	317	1,307	()	77	1,702	186
TOTOサニテクノ㈱ 愛知工場 （愛知県常滑市）	日本住設事業	衛生陶器の 生産設備	671	607	162 (26)	45	1,486	203
TOTOサニテクノ㈱ 滋賀工場 （滋賀県湖南市）	日本住設事業	衛生陶器の 生産設備	458	1,038	()	77	1,574	216
TOTOウォシュレットテ クノ㈱ 本社 （北九州市小倉北区）	日本住設事業	温水洗浄便座の 生産設備他	0	75	()	1,178	1,254	116
TOTOウォシュレットテ クノ㈱ 土岐工場 （岐阜県土岐市）	日本住設事業	温水洗浄便座の 生産設備	498	367	600 (27)	47	1,513	289
TOTOウォシュレットテ クノ㈱ 茨城工場 （茨城県桜川市）	日本住設事業	温水洗浄便座の 生産設備	764	341	20 (12)	21	1,147	235
TOTOバスクリエイト㈱ 本社・佐倉工場 （千葉県佐倉市）	日本住設事業	ユニットバス ルームの生産設 備	1,520	677	3,136 (101)	564	5,899	340

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
TOTOバスクリエイト(株) 赤穂工場 (兵庫県赤穂市)	日本住設事業	ユニットバス ルームの生産設 備	299	174	()	20	494	19
TOTOハイリビング(株) 本社・茂原工場 (千葉県茂原市)	日本住設事業	システムキッチ ン・洗面化粧台 の生産設備	1,199	636	2,294 (98)	968	5,098	280
TOTOハイリビング(株) 甲賀工場 (滋賀県甲賀市)	日本住設事業	システムキッチ ン・洗面化粧台 の生産設備	10	364	()	0	375	90
TOTOアクアテック(株) 本社・小倉工場 (北九州市小倉南区)	日本住設事業	水栓金具等の 生産設備他	1,192	1,161	()	1,085	3,439	984
TOTOアクアテック(株) 大分工場 (大分県大分市)	日本住設事業	水栓金具の生産 設備他	932	950	()	100	1,982	494
サンアクアTOTO(株) (北九州市小倉南区)	日本住設事業	水栓金具等の 生産設備	38	4	()	3	46	125
TOTOファインセラミック ス(株) 本社・中津工場 (大分県中津市)	セラミック事業	ニュー セラミック製品 の生産設備	1,050	1,360	469 (54)	401	3,281	350
TOTOマテリア(株) 本社・土岐工場 (岐阜県土岐市)	環境建材事業	タイル建材の 生産設備	731	1,134	543 (60)	27	2,437	142
TOTOプラテック(株) 本社・豊前工場 (福岡県豊前市)	日本住設事業	プラスチック浴 槽・マーブライ トカウンターの 生産設備	252	101	459 (69)	225	1,039	223
TOTOプラテック(株) 苅田工場 (福岡県苅田町)	日本住設事業	腰掛便器用シー ト、プラスチック ・ゴム成形部 品の生産設備	393	339	413 (41)	92	1,238	216
TOTOプラテック(株) 勝浦工場 (千葉県勝浦市)	日本住設事業	プラスチック浴 槽・マーブライ トカウンターの 生産設備	306	35	221 (34)	17	580	98
TOTOプラテック(株) 奈良工場 (奈良県大和郡山市)	日本住設事業	プラスチック浴 槽・マーブライ トカウンターの 生産設備	108	91	772 (8)	49	1,022	34
TOTOエンジニアリング(株) (東京都港区)	日本住設事業	業務用建物	7		()	5	13	543
TOTOエムテック(株) (東京都新宿区)	日本住設事業	業務用土地・ 建物	1,109	1	218 (10)	29	1,358	449
TOTOビジネス(株) (北九州市小倉北区)	日本住設事業 その他	賃貸用土地・ 建物	998		1,762 (0)	5	2,766	41

(3) 在外子会社

平成29年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
北京東陶有限公司 (中国北京)	中国	衛生陶器の 生産設備	556	984	- (-)	187	1,728	880
東陶機器(北京)有限公司 (中国北京)	中国	衛生陶器の 生産設備	629	1,528	- (-)	141	2,300	1,190
南京東陶有限公司 (中国南京)	中国	浴槽の 生産設備	414	365	- (-)	234	1,014	519
東陶(大連)有限公司 (中国大連)	中国	水栓金具の 生産設備	399	899	- (-)	375	1,674	833
東陶(上海)有限公司 (中国上海)	中国	温水洗浄便 座・衛生設備 関連商品の 生産設備	220	428	- (-)	1,117	1,766	827
東陶華東有限公司 (中国上海)	中国	衛生陶器の 生産設備	2,862	2,136	- (-)	492	5,490	1,272
東陶(福建)有限公司 (中国漳州)	中国	衛生陶器の 生産設備	3,012	2,108	- (-)	678	5,799	515
TOTO MALAYSIA SDN.BHD. (マレーシア)	アジア・オセア ニア	温水洗浄便座 の生産設備	520	761	143 (34)	292	1,718	740
TOTO VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)	アジア・オセア ニア	衛生陶器等の 生産設備	1,729	2,219	- (-)	4,029	7,978	2,846
TOTO(THAILAND)CO.,LTD. (タイ)	アジア・オセア ニア	衛生陶器等の 生産設備	1,418	2,447	452 (101)	215	4,533	1,150
TOTO INDIA INDUSTRIES PVT. LTD. (インド)	アジア・オセア ニア	衛生陶器等の 生産設備	3,230	1,796	- (-)	462	5,489	1,025
台湾東陶股份有限公司 (台湾)	アジア・オセア ニア	衛生陶器等の 生産設備	868	267	72 (35)	551	1,760	430
TOTO U.S.A., Inc. (米国アトランタ)	米州	衛生陶器の 生産設備	932	2,211	58 (81)	644	3,847	673
TOTO MEXICO, S.A. DE C.V. (メキシコ)	米州	衛生陶器の 生産設備	625	1,116	438 (195)	25	2,206	509

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定の合計です。なお、金額に消費税等は含んでいません。

2. TOTOサニテック(株)中津工場・小倉工場・滋賀工場、TOTOウォシュレットテクノ(株)本社、TOTOバスクリエイト(株)赤穂工場、TOTOハイリビング(株)甲賀工場、TOTOアクアテクノ(株)小倉工場・大分工場、サンアクアTOTO(株)、TOTOエンジニアリング(株)、TOTOピジネッツ(株)に対しては、提出会社より事業用の土地等を賃貸しています。

3. 主要な設備において現在休止中のものはありません。

4. 上記の他、主要な賃借している設備として以下のものがあります。

会社名	セグメントの名称	設備の内容	年間のリース料 (百万円)
TOTO(株) (北九州市小倉北区)	日本住設事業	電子計算機、セールスカー、 事務・通信機器	1,731
TOTO U.S.A., Inc. (米国アトランタ)	米州	物流設備、事務・通信機器	503

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資は、今後の生産計画、販売予測、キャッシュ・フロー等を総合的に判断し、グループ全体で重複投資とならないよう、提出会社を中心に調整を行っています。

平成29年度における当社グループの投資予定金額は29,000百万円であり、所要資金は自己資金を充当する予定です。

重要な設備の新設の計画は以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
TOTO(株) 各工場	全国各所	日本住設事業	各工場生産 設備、研究 開発設備他	1,600	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-
TOTO(株) 各支社・ 営業所	全国各所	日本住設事業	ショールー ムの新設・ 移転他	2,400	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-
TOTOサニテ クノ(株)	大分県 中津市	日本住設事業	衛陶陶器の 生産設備他	900	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-
TOTOウォ シュレット テクノ (株)	福岡県 北九州市	日本住設事業	ウォシュ レット生産 金型他	900	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-
TOTOバスク リエイト (株)	千葉県 佐倉市	日本住設事業	ユニットバ スルーム生 産金型他	2,000	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-
TOTOハイリ ビング (株)	千葉県 茂原市	日本住設事業	システム キッチン生 産金型他	800	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-
TOTOアクア テクノ (株)	福岡県 北九州市	日本住設事業	水栓金具生 産金型他	2,800	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-
TOTOファイ ンセラミッ クス(株)	大分県 中津市	セラミック事業	ニューセラ ミック製品 の生産設備 他	2,000	-	自己資金	平成29年 4月	平成30年 3月	-

(注) 上記金額には消費税等を含んでいます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	176,981,297	176,981,297	東京証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数 100株
計	176,981,297	176,981,297	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりです。

平成19年7月31日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	45(注1)	45(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500(注2)	22,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月18日 至 平成49年8月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成48年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年8月18日から平成49年8月17日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成20年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	87(注1)	84(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,500(注2)	42,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月19日 至平成50年7月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成49年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年7月19日から平成50年7月18日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成21年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	106(注1)	106(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000(注2)	53,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月18日 至平成51年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
()新株予約権者が平成50年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年7月18日から平成51年7月17日
()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項
別途決定する。
その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

平成22年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	122(注1)	122(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000(注2)	61,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年7月21日 至平成52年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成51年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月21日から平成52年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成23年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	130(注1)	130(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000(注2)	65,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月21日 至 平成53年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- (注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。
- (注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- (注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
()新株予約権者が平成52年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成52年7月21日から平成53年7月20日
()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。
- (注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
別途決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項
別途決定する。
その他の新株予約権の行使の条件
別途決定する。

平成24年6月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	172(注1)	172(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,000(注2)	86,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年7月21日 至平成54年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成53年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成53年7月21日から平成54年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成25年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	78(注1)	78(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000(注2)	39,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月20日 至 平成55年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成54年7月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成54年7月20日から平成55年7月19日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成26年 6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数(個)	71(注1)	71(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,500(注2)	35,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年 7月19日 至 平成56年 7月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成55年7月19日から平成56年7月18日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成27年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	30(注1)	30(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000(注2)	15,000(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月18日 至 平成57年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成56年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成56年7月18日から平成57年7月17日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

平成28年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	43(注1)	43(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,500(注2)	21,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年7月21日 至平成58年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 (注3)	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注1) 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。

(注2) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成57年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成57年7月21日から平成58年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年8月9日 (注1)	17,700	353,962	-	35,579	-	29,101
平成27年10月1日 (注2)	176,981	176,981	-	35,579	-	29,101

(注) 1. 自己株式の消却による減少です。

2. 普通株式2株を1株に併合したことによる減少です。

3. 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権の行使による資本金の増加はありません。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	96	47	484	524	14	22,679	23,844	-
所有株式数 (単元)	-	790,804	45,097	220,689	417,551	106	293,005	1,767,252	256,097
所有株式数の 割合(%)	-	44.75	2.55	12.49	23.63	0.01	16.57	100	-

(注) 1. 自己株式7,828,224株は、「個人その他」に78,282単元及び「単元未満株式の状況」に24株含めて記載しています。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ35単元及び50株含まれています。

(7)【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,471	8.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,914	6.17
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	10,358	5.85
TOTO株式会社	北九州市小倉北区中島二丁目1番1号	7,828	4.42
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,393	3.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	4,114	2.32
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,087	1.74
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	2,911	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,826	1.60
積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	2,671	1.51
計	-	65,577	37.05

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,828,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 168,897,000	1,688,970	-
単元未満株式	普通株式 256,097	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	176,981,297	-	-
総株主の議決権	-	1,688,970	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株含まれています。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数35個が含まれています。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
TOTO株式会社	北九州市小倉北区 中島二丁目1番1号	7,828,200	-	7,828,200	4.42
計	-	7,828,200	-	7,828,200	4.42

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、株式報酬型ストック・オプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

第一回新株予約権

(平成19年7月31日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成19年7月31日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成19年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)14名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第二回新株予約権

(平成20年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成20年6月27日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)14名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第三回新株予約権

(平成21年6月26日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成21年6月26日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)14名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第四回新株予約権

(平成22年6月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成22年6月29日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)13名 当社監査役(社外監査役を除く)2名 当社執行役員(取締役を兼務する者を除く)18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第五回新株予約権

(平成23年6月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成23年6月29日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第六回新株予約権

(平成24年6月28日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成24年6月28日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第七回新株予約権

(平成25年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成25年6月27日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第八回新株予約権

(平成26年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成26年6月27日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成26年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第九回新株予約権

(平成27年6月26日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成27年6月26日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第十回新株予約権

(平成28年6月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成28年6月29日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

第十一回新株予約権

(平成29年6月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成29年6月27日取締役会において決議したものです。

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月21日 至 平成59年7月20日
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、単元株式数の変更を行う場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から10年間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の()又は()に定める場合(ただし、()については、新株予約権者に別途定める条件に合致する会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編

対象会社」という)の新株予約権が交付される場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

()新株予約権者が平成58年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成58年7月21日から平成59年7月20日

()当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から30日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとする。

(注3)当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、別途決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

別途定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別途定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別途決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

別途決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

別途決定する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,189	13,870,340
当期間における取得自己株式	338	1,405,905

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権(ストック・オプション)の 権利行使)	13,500	17,546,500	1,500	1,594,500
保有自己株式数	7,828,224	-	7,827,062	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、単元未満株式の売渡及び新株予約権(ストック・オプション)の行使による株式は含まれていません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつとしており、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案した内部留保の充実と安定的な配当を基本方針としています。

内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、商品力の向上と生産・販売体制の整備・強化及び新規事業や海外事業の展開などに活用してまいります。

配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めてまいります。配当は、今後も中間・期末の年間2回を予定しています。

また、自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策等遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断してまいります。

当社は、「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」旨、定款に定めています。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月31日 取締役会決議	5,750	34.0
平成29年5月19日 取締役会決議	5,751	34.0

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	867	1,758	1,812	2,304(4,525)	4,765
最低(円)	507	768	1,050	1,560(2,939)	3,250

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合したため、第150期の株価については株式併合前の最高・最低株価を記載し、()内に株式併合後の最高・最低株価を記載しています。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	4,215	4,535	4,730	4,765	4,470	4,550
最低(円)	3,820	3,870	4,305	4,495	4,145	4,205

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

男性17名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	会長 兼 取締役会議長	張本 邦雄	昭和26年3月19日生	昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 執行役員 販売推進グループ長 平成17年6月 当社取締役 常務執行役員 マーケティング&コミュニケーショングループ担当 兼 販売推進グループ長 平成18年6月 当社取締役 専務執行役員 マーケティンググループ、販売推進グループ担当 平成21年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新領域事業グループ担当 平成22年4月 当社代表取締役 社長執行役員 システム商品グループ、新領域事業グループ、秘書室、経営企画部、内部監査室担当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成23年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成24年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新領域事業グループ、経営企画本部、内部監査室、文化推進部、秘書室担当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成26年4月 当社代表取締役 会長 兼 取締役会議長 現在に至る	(注)3	45

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長執行役員 グローバル事業 推進、経営企 画、デザイン、 秘書室担当	喜多村 円	昭和32年5月24日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 経営企画部長 平成20年4月 当社執行役員 浴室事業部長 平成23年4月 当社常務執行役員 システム商品 グループ担当 兼 浴室事業部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 システ ム商品グループ担当 兼 浴室事業 部長 平成24年4月 当社取締役 常務執行役員 システ ム商品グループ担当 平成25年6月 当社取締役 専務執行役員 システ ム商品グループ担当 平成26年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新 領域事業グループ、経営企画本 部、秘書室担当 兼 Vプラン新領 域事業担当 平成27年4月 当社代表取締役 社長執行役員 新 領域事業グループ、経営企画本 部、グローバル戦略室、秘書室担 当 兼 Vプラン新領域事業担当 平成28年4月 当社代表取締役 社長執行役員 グ ローバル事業推進、経営企画、秘 書室担当 平成29年4月 当社代表取締役 社長執行役員 グ ローバル事業推進、経営企画、デ ザイン、秘書室担当 現在に至る	(注)3	14
代表取締役	副社長執行役員 事業部門管掌、 機器水栓事業、 人財、財務・経 理担当 兼 Vプ ランマネジメン トリソース革新 担当	清田 徳明	昭和36年10月8日生	昭和59年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 レストラン事業 部長 平成24年4月 当社執行役員 レストラン事業 部担当 平成24年6月 当社取締役 常務執行役員 レスト ルーム事業部担当 平成26年4月 当社取締役 専務執行役員 レスト ルーム事業部、機器水栓事業部担 当 平成27年4月 当社取締役 専務執行役員 システ ム商品グループ、機器水栓事業部 担当 平成28年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 事業部門管掌、機器水栓事業、内 部監査室担当 兼 Vプランマーケ ティング革新担当 平成29年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 事業部門管掌、機器水栓事業、人 財、財務・経理担当 兼 Vプラン マネジメントリソース革新担当 現在に至る	(注)3	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	副社長執行役員 販売関連管掌、 お客様、文化推 進、内部監査室 担当 兼 Vプラ ンマーケティング 革新担当	森村 望	昭和32年7月10日生	昭和55年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員 名古屋支社長 平成25年4月 当社上席執行役員 販売統括本部 担当 平成25年6月 当社取締役 常務執行役員 販売統 括本部担当 平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 マーケ ティンググループ、販売推進グ ループ担当 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 マーケ ティンググループ、販売推進グ ループ担当 兼 Vプランマーケ ティング革新担当 平成28年4月 当社取締役 専務執行役員 販売推 進グループ、お客様、デザイン担 当 兼 Vプラン日本住設事業担当 平成29年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 販売関連管掌、お客様、文化推 進、内部監査室担当 兼 Vプラン マーケティング革新担当 現在に至る	(注)3	8
取締役	常務執行役員 中国・アジア住 設事業担当 兼 Vプラン中国・ アジア住設事業 担当	安部 壮一	昭和36年8月22日生	昭和60年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 国際事業本部長 平成26年4月 当社執行役員 国際事業本部担当 兼 Vプラン海外住設事業担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 国際事 業本部担当 兼 Vプラン海外住設 事業担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 中国・ アジア住設事業担当 兼 Vプラン 中国・アジア住設事業担当 現在に至る	(注)3	7
取締役	常務執行役員 物流、購買、法 務、情報企画、 総務、工務担当	成清 雄一	昭和37年3月18日生	昭和62年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 人財開発本部長 平成26年4月 当社執行役員 コーポレートグ ループ、法務本部担当 兼 人財本 部長 兼 Vプランマネジメントリ ソース革新担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 コーポ レートグループ、法務本部担当 兼 Vプランマネジメントリソー ス革新担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 法務、 人財、財務・経理、情報企画、総 務、物流、購買、工務担当 兼 V プランマネジメントリソース革新 担当 平成29年4月 当社取締役 常務執行役員 物流、 購買、法務、情報企画、総務、工 務担当 現在に至る	(注)3	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	常務執行役員 新領域事業グループ、浴室事業、キッチン・洗面事業担当 兼 Vプラン新領域事業担当 兼 Vブランドチェーン革新担当	林 良祐	昭和38年9月4日生	昭和62年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 ウォシュレット生産本部長 平成26年4月 当社執行役員 レストルーム事業部 次長 兼 ウォシュレット生産本部長 平成27年4月 当社執行役員 レストルーム事業部、もの創り技術グループ担当 兼 レストルーム事業部長 兼 Vブランドチェーン革新担当 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 レストルーム事業部、もの創り技術グループ担当 兼 Vブランドチェーン革新担当 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 新領域事業グループ、浴室事業、キッチン・洗面事業担当 兼 Vプラン新領域事業担当 兼 Vブランドチェーン革新担当 現在に至る	(注)3	6
取締役	常務執行役員 米州・欧州住設事業担当 兼 米州住設事業部長 兼 Vプラン米州・欧州住設事業担当	迫 和男	昭和34年8月25日生	昭和58年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 環境建材事業部長 平成27年4月 当社上席執行役員 国際事業本部 副本部長(欧米統括) 平成28年4月 当社上席執行役員 米州・欧州住設事業担当 兼 米州住設事業部長 兼 Vプラン米州・欧州住設事業担当 平成28年6月 当社取締役 常務執行役員 米州・欧州住設事業担当 兼 米州住設事業部長 兼 Vプラン米州・欧州住設事業担当 現在に至る	(注)3	5
取締役	常務執行役員 レストルーム事業、もの創り技術グループ担当	麻生 泰一	昭和35年3月5日生	昭和57年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 TOTOサニテック株式会社 代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員 衛陶生産本部長 平成24年4月 当社上席執行役員 衛陶生産本部長 平成28年4月 当社上席執行役員 レストルーム事業、もの創り技術グループ担当 平成28年6月 当社取締役 常務執行役員 レストルーム事業、もの創り技術グループ担当 現在に至る	(注)3	6
取締役	常務執行役員 販売推進グループ担当 兼 Vプラン日本住設事業担当	白川 敬	昭和37年8月12日生	昭和60年4月 当社入社 平成18年4月 当社東京支社 営業センター長 平成21年4月 当社名古屋支社 副支社長 平成23年4月 当社札幌支社長 平成26年4月 当社経営企画本部 副本部長 平成26年6月 当社執行役員 経営企画本部長 平成29年4月 当社上席執行役員 販売推進グループ担当 兼 Vプラン日本住設事業担当 平成29年6月 当社取締役 常務執行役員 販売推進グループ担当 兼 Vプラン日本住設事業担当 現在に至る	(注)3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		小川 弘毅	昭和16年9月21日生	昭和39年3月 西部瓦斯株式会社入社 平成6年6月 同社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成12年6月 同社専務取締役 平成14年6月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成20年4月 同社代表取締役会長 平成25年4月 同社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役(現任) 当社社外取締役 現在に至る	(注)3	-
取締役		榎田 和彦	昭和17年4月24日生	昭和40年4月 住友軽金属工業株式会社入社 平成8年6月 同社取締役 軽金属第一部長 平成9年4月 同社取締役 支配人 平成9年10月 同社取締役 板事業部 副事業部長 平成10年10月 同社取締役 メモリーディスク事業部 副事業部長 平成11年6月 同社常務取締役 メモリーディスク事業部長 平成13年4月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役会長 平成25年6月 同社相談役 平成25年10月 株式会社UACJ相談役 平成26年6月 当社社外取締役 平成28年6月 株式会社UACJ名誉顧問(現任) 現在に至る	(注)3	-
取締役		下野 雅承	昭和28年12月11日生	昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成4年1月 同社よりIBM Corporation(USA)出向 平成12年4月 同社理事 サービス事業アウトソーシング・サービス担当 平成13年4月 同社取締役 ITS・アウトソーシング事業担当 平成15年7月 同社常務執行役員 サービス事業担当 平成19年1月 同社専務執行役員 平成22年7月 同社取締役 副社長執行役員 平成28年1月 同社最高顧問 平成28年6月 当社社外取締役 平成29年5月 日本アイ・ピー・エム株式会社副会長 現在に至る	(注)3	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		鬼木 元弘	昭和33年1月1日生	昭和55年4月 当社入社 平成13年1月 TOTO U.S.A., Inc. 財務部長 平成13年4月 TOTO U.S.A.HOLDINGS, INC. (現 TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.) 管 理部長 平成16年4月 同社管理部長 兼 TOTO U.S.A., Inc. 経営管理本部副本部長 平成17年4月 当社経理部次長 平成21年4月 当社内部監査室長 平成22年6月 当社常勤監査役 現在に至る	(注)4	2
常勤監査役		仲 宏敏	昭和32年1月14日生	昭和55年4月 当社入社 平成10年4月 当社水電事業部 水電製造部長 平成11年4月 当社水電事業部 水電販売企画部長 平成15年4月 当社機器事業部 水電商品部長 平成17年4月 当社機器事業部長 平成18年6月 当社執行役員 機器事業部長 平成19年4月 当社執行役員 タイル建材事業部長 兼 TOTOマテリア株式会社 代 表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員 購買部長 平成24年4月 当社上席執行役員 購買本部長 平成27年4月 当社上席執行役員 物流本部長 兼 TOTOロジコム株式会社 代表取 締役社長 平成29年4月 当社監査役室付 平成29年6月 当社常勤監査役 現在に至る	(注)5	3
監査役		竹本 正道	昭和19年12月16日生	昭和42年4月 日東電気工業株式会社(現 日東 電工株式会社)入社 平成9年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成13年4月 同社代表取締役 取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役 取締役社長 兼 代表執行役員 平成16年6月 同社代表取締役 取締役社長 CEO 兼 COO 平成20年4月 同社代表取締役 取締役会長 CEO 平成21年4月 同社代表取締役 取締役会長 平成22年6月 同社相談役 平成23年6月 当社社外監査役 平成29年6月 日東電工株式会社 特別顧問(現 任) 現在に至る	(注)6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		片柳 彰	昭和21年2月4日生	昭和43年4月 株式会社三菱銀行入行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 平成7年6月 同社取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)取締役 平成12年2月 同社常務取締役 平成13年6月 同社常務執行役員(平成15年6月退任) 平成15年6月 株式会社ディーシーカード代表取締役社長 平成19年4月 三菱UFJニコス株式会社代表取締役副社長 兼 副社長執行役員 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成23年4月 同社取締役 平成23年6月 同社特別顧問(平成28年6月退任) 平成25年6月 当社社外監査役 現在に至る	(注)5	-
計						120

- (注) 1. 取締役小川弘毅氏及び榊田和彦氏及び下野雅承氏は、社外取締役です。
2. 監査役竹本正道氏及び片柳彰氏は、社外監査役です。
3. 取締役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 監査役鬼木元弘氏の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 監査役仲宏敏氏及び片柳彰氏の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 監査役竹本正道氏の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
7. 取締役小川弘毅氏、榊田和彦氏、下野雅承氏及び監査役竹本正道氏、片柳彰氏は、各証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員です。

執行役員38名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の29名です。

役名	氏名	職名
上席執行役員	酒井 省二	TOTOエムテック株式会社代表取締役社長
	平野 氏貞	人財本部長
	廣畑 向一	販売統括本部長
	蒲原 尚毅	TOTOエンジニアリング株式会社代表取締役社長
	江戸 富士夫	東京支社長 兼 関東4支社統括 担当
	野上 薫	物流本部長 兼 TOTOロジコム株式会社代表取締役社長
	押部 隆利	関西支社長
	福本 司郎	TOTOメンテナンス株式会社代表取締役社長
	大前 博昭	リテール販売本部長
	久我 俊哉	九州支社長
	井上 茂樹	キッチン・洗面事業部長 兼 TOTOハイリビング株式会社代表取締役社長
	清水 隆幸	浴室事業部長 兼 TOTOバスクリエイト株式会社代表取締役社長
執行役員	蓮尾 令二	衛陶生産本部長 兼 TOTOサニテクノ株式会社代表取締役社長
	安藤 壽	購買本部長
	井芹 正光	環境建材事業部長
	妹尾 昌一	TOTO関西販売株式会社代表取締役社長
	鈴川 賢一	中部支社長
	吉田 伸典	特販本部長
	井上 修治	生産技術本部長
	野方 大二朗	アジア・オセアニア事業部長 兼 TOTO ASIA OCEANIA PTE.LTD. 社長
	宮地 淳	セラミック・燃料電池事業部長
	新原 登	総合研究所長
	岩崎 亨	経営企画本部長
	安部 善仁	お客様本部長
	堀本 幹夫	ウォシュレット生産本部長 兼 TOTOウォシュレットテクノ株式会社代表取締役社長
	武富 洋次郎	機器水栓事業部長 兼 TOTOアクアテクノ株式会社代表取締役社長
	田口 智之	財務・経理本部長 兼 TOTOファイナンス株式会社代表取締役社長
	田村 信也	グローバル事業推進本部長
	柳原 隆宏	中国住設事業部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

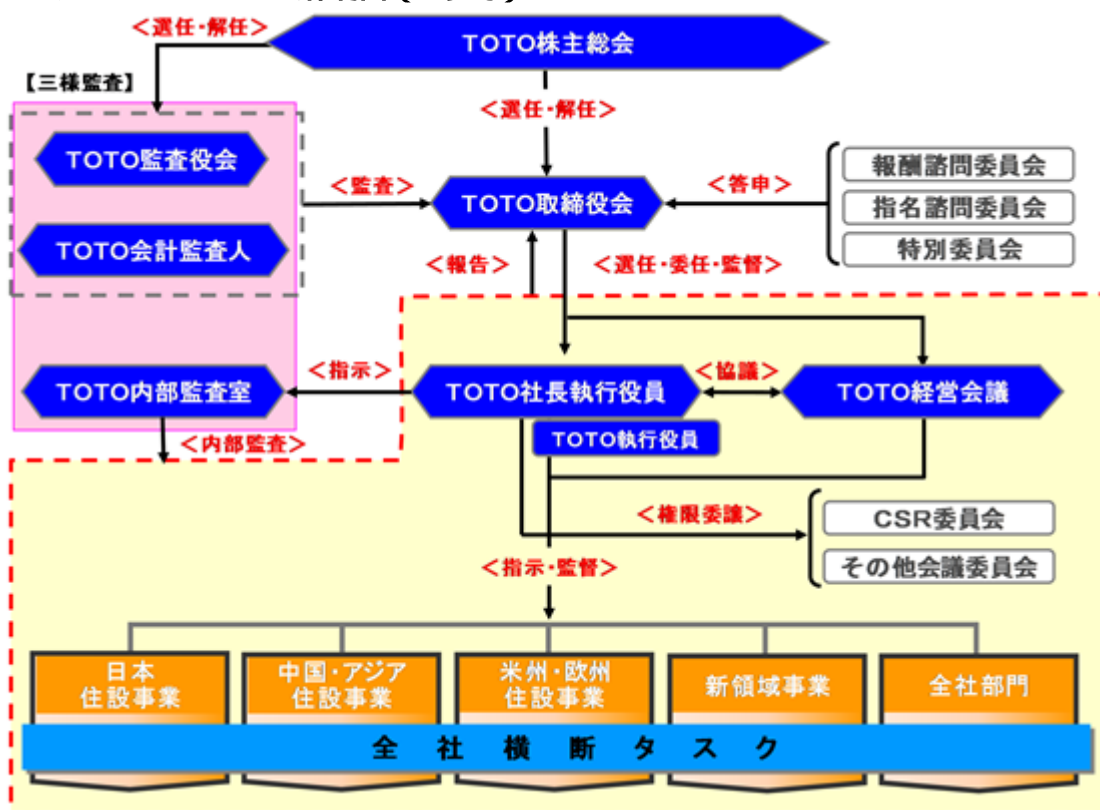
当社グループは、「社会の発展に貢献し、世界の人々から信頼される企業」を目指し、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であり続けるための経営を推進しています。その実現にあたっては、公平で公正な経営を執行・監督するための仕組みを構築すると共に、その拠り所となる理念を明確にすることが重要であると考えています。

- ・当社グループは、将来にわたって引き継ぐべき「心」にあたる「グループ共有理念」と、その時代において進むべき方向性、つまり「体の動かし方」にあたる「事業活動ビジョン」から構成される「TOTOグループ経営に関する理念体系」を制定し、すべての事業活動の拠り所としています。
- ・取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。取締役会においては、公平性、客観性、透明性を重視し、当社から独立した社外取締役3名を招聘しており、当社の経営全般についての様々な助言、提言をいただいています。また、取締役の職務執行を監査する監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されています。取締役会をはじめとする主要会議への出席、取締役との定期的な意見交換等により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。
- ・監査役監査、会計監査人監査に加え、より高い内部監査システムを確立するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、内部監査の充実を図っています。また、監査役、会計監査人及び内部監査室各々による監査（三様監査）を実施すると共に、監査役による各監査結果の確認や情報連絡会など相互の緊密な連携により、監査の実効性強化、質的向上に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制

() 当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制図（ご参考）



[取締役及び取締役会]

取締役全員で構成する取締役会は、全社・全グループ最適視点の意思決定を行うことはもちろんのこと、ステークホルダー最適視点の意思決定、及び取締役相互の職務執行監督を行っています。

また、自らの業務執行を実践していくために、取締役会議長及び社外取締役以外の取締役は執行役員を兼任しています（取締役兼執行役員）。

社外取締役には当社グループが目指す経営を実践している先進企業の経営経験者を招聘しています。社外取締役は経験豊富な経営者としての高い知見に基づき、経営全般について様々な助言と提言を行っています。また、取締役の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

〔監査役及び監査役会〕

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

〔報酬諮問委員会〕

報酬諮問委員会は、取締役の基本報酬・年次賞与・株式報酬型ストック・オプションの決定プロセスと配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることの確認並びにその活動を通じて取締役報酬の妥当性・客観性確保に資することを目的として設置しています。

委員は過半数を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を含む社外委員6名と、社内委員として代表権をもたない取締役1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

〔指名諮問委員会〕

指名諮問委員会は、取締役及び監査役人事に関する審議・確認等を通じて、当社の経営の客観性及び透明性の確保に資することを目的とし、株主総会に提出する社外取締役・社外監査役を含む取締役又は監査役候補者の選任及び解任に関する議案を取締役に答申するために設置しています。

委員は半数以上を社外委員とすることとし、取締役会にて委員及び委員長を選任しています。委員会は、独立役員5名を社外委員、及び代表取締役を社内委員として構成し、委員長は代表取締役社長執行役員としています。

〔特別委員会〕

特別委員会は、「当社株式の大量買付行為に対する対応方針」（買収防衛策、以下「本プラン」という）の導入に伴い設置するものであり、取締役会に対し本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動に関する勧告を行います。公正性及び中立性の確保に資するため、当社の社外取締役、社外監査役により構成されています。

〔内部監査〕

内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、当社及びグループ会社の業務が法令や定款、企業理念、社内規定に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証を行っています。

〔執行役員〕

取締役会の意思決定事項を効果的かつ効率的に実務執行するために、執行役員制度を導入しています。

〔経営会議〕

取締役兼執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催され、その審議を経て業務執行に関する重要事項を決定しています。

〔独立役員〕

すべての社外取締役・社外監査役は、実質的に当社の経営者、及びあらゆる特定のステークホルダーからも独立した判断を下すことができる人材として招聘していますので、すべての社外取締役・社外監査役を独立役員として指定しています。

なお、社外取締役・社外監査役候補者については、指名諮問委員会において当社が定める「独立役員の要件」（注）を満たしていることを必須条件として指定しています。

（注）「独立役員の要件」

- ・企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- ・現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、会計参与、執行役又は支配人その他の使用人（以下併せて「取締役等」という）となったことがない者
- ・現在又は過去における当社グループの取締役等（重要でない者を除く）の配偶者又は3親等以内の親族でない者
- ・当社グループの主要な借入先である金融機関において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ・当社グループとの間で、最近5事業年度のいずれかの年度に双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある取引先において、直近過去5年間取締役等となったことがない者
- ・当社グループから最近5事業年度のいずれかの年度に合計1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう）でない者
- ・当社の主要株主又は当社が主要株主である会社、当該会社の親会社、子会社又は関連会社の取締役等でない者

（ ）平成29年度における取締役会・監査役会の構成

当社の取締役会メンバーは、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。また、社外役員については、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック機能を果たすため、法定の監査役だけでなく、取締役会での議決権を持つ取締役が必要であり、共に高い独立性を有することが重要であると考えています。

平成29年6月28日現在、取締役会での議決権を持つ取締役13名は、当社グループにおいてキャリアを有する社内取締役10名、高い独立性を有する社外取締役3名で構成されています。

これらのメンバーがそれぞれの特性を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行っています。

また、監査役会は、当社グループにおいてキャリアを有する常勤監査役2名、高い独立性を有する社外監査役2名で構成され、適法性及び妥当性の観点から監査を行っています。

【取締役会の構成】

役名	氏名	社外取締役	報酬諮問委員会	指名諮問委員会	特別委員会
代表取締役	張本 邦雄	—	—	○	—
代表取締役	喜多村 円	—	—	○	—
代表取締役	清田 徳明	—	—	—	—
代表取締役	森村 望	—	—	—	—
取締役	安部 壮一	—	○	—	—
取締役	成清 雄一	—	—	—	—
取締役	林 良祐	—	—	—	—
取締役	迫 和男	—	—	—	—
取締役	麻生 泰一	—	—	—	—
取締役	白川 敬	—	—	—	—
取締役	小川 弘毅	○	○	○	○
取締役	榭田 和彦	○	○	○	○
取締役	下野 雅承	○	○	○	○

【監査役会の構成】

役名	氏名	社外監査役	報酬諮問委員会	指名諮問委員会	特別委員会
常勤監査役	鬼木 元弘	—	—	—	—
常勤監査役	仲 宏敏	—	—	—	—
監査役	竹本 正道	○	○	○	○
監査役	片柳 彰	○	○	○	—

(注) 報酬諮問委員会には社外役員として社外有識者も選任されています。

() 現状の体制を選択している理由

当社グループは、経営の客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要と考えております。その実現にあたっては、経営判断事項について、「誰が、何を、どこで意思決定するのか」「どのようにチェックするのか」を公平・公正な仕組みとして体系化することが重要と考えています。

当社は、監査役会設置会社の枠組みの中で、意思決定と監督、及び効果的かつ効率的な執行業務の仕組みを構築し、企業価値の持続的な向上を図っています。

- ・責任体制の明確化（執行役員制度の導入など）
- ・経営の透明性、健全性の強化（報酬諮問委員会、指名諮問委員会の設置）
- ・監督、監査機能の強化（独立性の高い社外取締役、社外監査役の設置）
- ・意思決定機能の強化（経営会議の設置など）

これらの機能強化のため、監査役会設置会社の枠組みを基に指名委員会等設置会社の優れた機能を統合した体制としています。

() 業務の適正を確保するための体制の内容及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の内容及び当該体制の平成28年度運用状況の概要は次のとおりです。

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- ・TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、これらを遵守します。
- ・取締役規定、取締役会規則及び稟議規定を定め、法令及び定款に適合した業務執行の決定及び職務執行を行います。
- ・取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を招聘しています。
- ・「取締役法令遵守ガイド」を作成、更新し、取締役として特に留意すべき法令につき、全取締役に周知徹底を図っています。

- ・TOTOグループ外部コミュニケーション規定を定め、法令上要求される情報のみならず、ステークホルダーに影響を及ぼす情報を、公正、適時かつわかりやすく開示します。

(運用状況の概要)

「TOTOグループ経営に関する理念体系」を制定し、すべての事業活動の拠り所にしていきます。また、取締役は「TOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定」に基づき令および定款を遵守しております。

取締役会においては、公平性・客観性・透明性を重視し、当社から独立した社外取締役3名を招聘しており、当社の経営全般についての様々な助言・提言をいただいています。

社会から必要とされる企業であり続けるために、コミュニケーションを通じたステークホルダー満足向上に努め、適切で迅速な情報収集や開示・活用ならびにステークホルダーとの協業に努めております。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則、経営会議規則及び稟議規定に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を、書面又は電磁的記録により、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持します。

(運用状況の概要)

取締役会議事録、経営会議議事録および稟議書について、各規定・規則に基づき書面及び電磁的記録により10年間は閲覧可能な状態で保存・管理を実施しております。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- ・TOTOグループリスクマネジメント規定を定め、危機発生の未然防止、発生した危機の早期解決及び損害の極小化、並びに解決した危機の再発防止を図ります。
- ・代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業及び業務執行に係るリスクを把握し、管理すると共に、具体的なリスクに関する管理統括部門の設置、リスクシミュレーションの実施等により、リスク管理体制の整備及び維持を図ります。

(運用状況の概要)

年4回開催のリスク管理委員会において、ステークホルダーに大きな影響を及ぼす恐れのある重大リスクを抽出し、各々のリスクに「リスク管理統括部門長」を任命し、危機発生の未然防止を推進しました。抽出された重大リスクは、想定シナリオに沿って、ブランドの毀損・人的影響・金額的影響の視点から、影響度と発生頻度をマトリクスで評価しました。リスクポイントの上位項目を最重点リスクとして、リスク管理委員会でモニタリングを行い、全グループをあげて、リスクの低減活動を推進しました。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- ・毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定します。
- ・取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、業務執行取締役等で構成される経営会議（原則として月2回開催）の審議を経て決定します。
- ・業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を実現するために「執行役員制度」を導入しています。
- ・方針管理規定を定め、経営方針を全部門に展開し、経営目標の達成を図ります。
- ・職制規定、業務分掌規定並びに会議及び委員会に関する規定を定め、職制、業務組織、会議及び委員会の権限及び職責を明確にし、業務の合理化・効率化を図ります。

(運用状況の概要)

取締役会を月1回開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しました。重要案件は、取締役会での審議前に経営会議での事前審議・論点整理を行い、また、取締役・監査役への資料の事前配付や説明を行うなど、十分な検討時間を確保し、取締役会での議論の活性化につなげました。

取締役会の意思決定事項が方針管理規定に基づき展開され、執行役員制度を通じて合理的かつ効率的に執行されているか、その達成状況は毎月の取締役会で確認されています。

[使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- ・TOTOグループ企業理念、TOTOグループ企業行動憲章及びTOTOグループコンプライアンス推進マネジメント規定を定め、当社グループで働くすべての人が、法令及び定款に基づいて職務を執行するよう周知徹底を図ります。
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するほか、業務執行部門から独立した内部監査室を置き、社長執行役員からの指示のもと、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ります。
- ・コンプライアンスの手引きの配付、各事業所ごとの研修、eラーニングによる教育などを順次行い、当社グループで働くすべての人のコンプライアンス意識の向上を図ります。

- ・当社グループで働くすべての人及び取引先の関係者が、法令違反その他のコンプライアンスに反する行為について不利益な処遇を受けることなく通報できるよう、社内のコンプライアンス担当部門及び社外の第三者機関を窓口とする内部通報制度を整備し、運用します。

(運用状況の概要)

年4回開催のコンプライアンス委員会において、グローバルでのコンプライアンス教育・モニタリング等の年度計画・実施結果を確認・承認するプロセスを盛り込むことで、より効果的で透明性の高いコンプライアンス推進活動を行っています。

当社グループ社員として求められる行動が、各国・地域で働くすべての社員に浸透するよう企業理念やトップコミットメント、各行動指針をまとめた「TOTOグループビジネス行動ガイドライン」を作成(13言語に翻訳)し、海外グループ会社まで配付しました。また社員一人ひとりにコンプライアンスを浸透させるため、新任部課長、新任グループ会社社長、新入社員等を対象に教育やeラーニングを展開しました。

また当社グループでは社外第三者によるコンプライアンス問題の通報窓口が機能しています。通報者の氏名などの秘密は厳守されます。海外においても、同様の通報制度を展開中です。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- ・前記[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]及び[使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]は、グループ会社にも適用します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価して業務の改善に努めます。
- ・グループ会社、関連会社等運営規定を定め、グループ会社における経営上の重要事項については、当社における稟議決裁、又は当社の事前承認、もしくは当社への事前報告を義務付け、当社グループにおける業務の適正を確保します。
- ・グループ会社の事業に密接な関係を持つ当社の部門を所管部門として定め、所管部門長が、当該会社の事業活動の状況を把握し必要な指導、支援を行うことにより、当社グループにおけるグループ会社の職務執行の効率性を確保します。
- ・グループ会社取締役及び監査役を派遣し、グループ会社のガバナンスの強化を図り、経営のモニタリングを行います。

(運用状況の概要)

「グループ会社・関連会社等運営規定」に基づき、各グループ会社内の規定類の整備を行うとともに、重要事項については当社における稟議決裁や事前承認等を実施しています。またグループ会社ごとに当社の所管部門を定め、取締役や監査役の派遣、及び必要な指導・支援を通じて、業務の適正および効率性を確保しております。

内部監査室によるグループ会社の内部監査や、各グループ会社の監査役からの監査報告を通じて、内部統制の有効性を確認しております

[監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保に関する事項]

- ・監査役職務を補助するため、業務執行組織から独立した、監査役直属の監査役室を設置し、管理職を含め、専任の監査役補助者を複数名配置します。
- ・監査役補助者の異動、評価等については、監査役の同意を得たうえで決定します。

(運用状況の概要)

監査役直属の監査役室に4名の専任の監査役補助者を配置し監査業務を補助いたしました。また監査役補助者の異動、評価は、監査役の同意を得た上で決定いたしました。

[取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- ・取締役及び担当部門は、以下の事項につき、監査役に定期的に報告を行います。
 - イ．当社グループの経営の状況・業績及び業績見込み
 - ロ．重大な危機の発生
 - ハ．内部通報制度の運用状況及び通報内容
- ・監査役が監査に必要な情報を適時に入手できるよう、以下の体制を整備します。
 - イ．当社及びグループ会社の稟議書等、業務執行に関する主要な資料の閲覧
 - ロ．経営会議・生販執行会議等、主要な会議への出席
 - ハ．グループ会社取締役・監査役等からの当該会社の業況聴取
 - ニ．その他、監査役が適切に職務を遂行するために必要な情報の提供

(運用状況の概要)

取締役会をはじめとする主要会議や委員会に監査役の出席を要請し、稟議書等の業務執行に関する主要な資料を閲覧に供しました。さらに必要に応じ取締役及び担当部門からの報告を実施しております。これらを通じて、当社グループ経営の状況や業績、重大な危機の発生等を監査役に報告しました。

[監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項]

監査役がその職務を執行するために必要な費用又は債務は、監査役の請求に応じて当社が支出します。

(運用状況の概要)

監査役の職務執行上、必要な費用又は債務は、監査役の請求に応じて、適切に支出処理をいたしました。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

監査役が、その職務を適切に遂行できるよう、取締役及び各部門、並びに各グループ会社との意思疎通を図るため、以下のような機会を確保します。

イ．取締役会への監査方針及び監査計画並びに監査結果の説明

ロ．取締役との意見交換

ハ．内部監査室・経営企画部・経理部等、監査役が適切な監査の遂行のために必要と考える部門との情報交換

(運用状況の概要)

取締役会で監査方針及び監査計画、監査結果の報告を受けました。取締役と監査役は定期的に意見交換を実施しております。

内部監査室、経理部等は、定期的に監査役と連絡会を実施し、情報交換を行っています。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

・内部監査

内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、社長執行役員の指示のもと、当社及びグループ会社の業務が法令や定款、企業理念、社内規定に従って適正かつ効率的に遂行されているか等について評価・検証を行っています。

・監査役監査

監査役全員で構成する監査役会は、取締役の職務の執行に関して、適法性及び妥当性の観点から監査を行っており、取締役会をはじめとする主要会議に出席し、必要に応じて意見の表明を行うと共に、監査方針に則り各拠点に赴き監査を行っています。

また、取締役との定期的な意見交換など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

社外監査役には、企業財務・企業法務等の専門性や企業経営に係る高度な見識・経験を保持している方を招聘し、取締役会の意思決定や取締役の業務執行について客観的かつ公正な立場から監査を行っています。

・会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び当社に係る継続監査年数は、以下のとおりです。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	堺 昌義	新日本有限責任 監査法人
	芳野 博之	
	金子 一昭	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

なお、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

公認会計士 21名 その他 27名

また、三様監査(監査役監査・会計監査・内部監査)の実効性を高め、監査の質的向上を図るために、三者間で監査結果の報告、意見交換などを定期的に行い、相互連携の強化に努めています。

社外取締役及び社外監査役

- ・当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。
- ・当社と社外取締役及び社外監査役との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役は、当社の経営全般にわたり高い知見に基づいた助言と提言を行っています。
- ・社外監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行についての監査を行っています。
- ・なお、当社は、すべての社外取締役・社外監査役について、実質的に当社の経営者、及びあらゆる特定のステークホルダーからも独立した判断を下すことができる人財として招聘しています。
- ・社外取締役及び社外監査役は、必要に応じてそれぞれ内部監査、監査役監査及び会計監査並びに内部統制部門と適宜情報連絡や意見交換等を通じて連携をとり、監督又は監査の実効性を確保しています。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、「取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる」旨及び「取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる」旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

役員報酬等

- ・当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	733	370	291	71	12
監査役 (社外監査役を除く。)	31	31	-	-	2
社外役員	45	45	-	-	5

- ・平成28年度において報酬等の総額が1億円以上の役員は以下のとおりです。

	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	株式報酬型 ストック・オプション (百万円)	合計 (百万円)
代表取締役 張本 邦雄	63	53	11	128
代表取締役 喜多村 円	63	53	11	127

(注)株主総会の決議による報酬総額は、下記のとおりです。

(平成23年6月29日第145期定時株主総会決議)

基本報酬	取締役	年額5億円以内 (うち社外取締役分3,000万円以内)
	監査役	年額1億5,000万円以内
賞与(1)	取締役	前事業年度の連結営業利益の0.8%以内
株式報酬型 ストック・オプション (1)	取締役	年額2億円以内、かつ200個以内

(1)監査役への賞与及び株式報酬型ストック・オプションの支給はありません。

- ・取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び社外取締役並びに監査役ごとの報酬

限度額を決定しています。

イ．取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績や株価によって変動する業績連動報酬によって構成されています。

業績連動報酬は、連結営業利益の0.8%を上限として業績に連動して支給される賞与（短期業績連動報酬）と株主の皆様との利益意識を共有し企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした株式報酬型ストック・オプション（中長期業績連動報酬）からなり、取締役に単年度のみならず中長期的な視点での経営を動機づける設計としています。

また、報酬の妥当性・客観性確保に資するため報酬諮問委員会（ ）を設置し、取締役会は報酬体系及び配分バランスが、定款、株主総会決議事項及び取締役報酬基本方針に沿ったものであることを報酬諮問委員会を通じて確認したうえで、報酬を決定しています。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役に固定報酬のみとしています。

<取締役（社外取締役を除く）報酬のイメージ図>

固定報酬	業績連動報酬	
	短期業績連動	中長期業績連動
基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・オプション

（ ）報酬諮問委員会は取締役会によって選任された委員及び委員長によって構成されます。委員には独立役員を含む社外委員と、代表権を持たない取締役から選任される社内委員があります。委員の過半数は社外委員とし、委員長は社外委員から選任することとしています。

ロ．監査役報酬は、それぞれの監査役の職務と責任に応じて監査役の協議により決定しています。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
126銘柄 53,913百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額(百万円)	保有目的
積水ハウス(株)	4,520,822	8,587	販売・関係強化
大和ハウス工業(株)	2,509,000	7,943	販売・関係強化
日本特殊陶業(株)	3,433,863	7,396	森村グループ協力関係の維持・発展
日本碍子(株)	2,539,450	5,279	森村グループ協力関係の維持・発展
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,253,540	2,218	主要取引銀行としての関係強化
(株)ノーリツ	1,100,300	2,017	業務提携会社としての関係強化
(株)ノリタケカンパニーリミテド	5,208,945	1,323	森村グループ協力関係の維持・発展
ユアサ商事(株)	408,000	1,079	主要特約店としての関係強化
住友林業(株)	786,000	1,016	販売・関係強化
(株)山口フィナンシャルグループ	761,661	779	主要取引銀行としての関係強化
東京海上ホールディングス(株)	200,380	761	主要取引保険会社としての関係強化
(株)長谷工コーポレーション	700,300	733	販売・関係強化
西日本鉄道(株)	872,000	640	物流取引関係の維持・強化
大建工業(株)	1,957,000	614	業務提携会社としての関係強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,589,470	523	主要取引銀行としての関係強化
(株)スターフライヤー	140,000	513	主要取引航空会社としての関係強化
ニッコンホールディングス(株)	241,000	491	物流取引関係の維持・強化
山九(株)	922,000	473	物流取引関係の維持・強化
NOK(株)	234,000	449	購買取引関係の維持・強化
日本通運(株)	842,000	431	物流取引関係の維持・強化
凸版印刷(株)	453,000	427	購買取引関係の維持・強化
(株)丹青社	446,550	381	購買取引関係の維持・強化
(株)フジ・メディア・ホールディングス	258,900	320	広告宣伝取引関係の維持・強化
大日本印刷(株)	301,000	301	購買取引関係の維持・強化
長瀬産業(株)	199,000	246	購買取引関係の維持・強化
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	632,629	232	主要取引銀行会社としての関係強化
KIホールディングス(株)	607,500	205	購買取引関係の維持・強化
日本空港ビルデング(株)	50,000	200	販売・関係強化
DIC(株)	680,000	182	購買取引関係の維持・強化
橋本総業ホールディングス(株)	110,000	171	主要特約店としての関係強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額(百万円)	保有目的
日本特殊陶業(株)	3,433,863	8,735	森村グループ協力関係の維持・発展
積水ハウス(株)	4,520,822	8,277	販売・関係強化
大和ハウス工業(株)	2,509,000	8,018	販売・関係強化
日本碍子(株)	2,539,450	6,399	森村グループ協力関係の維持・発展
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,253,540	2,976	主要取引銀行としての関係強化
(株)ノーリツ	1,100,300	2,323	業務提携会社としての関係強化
(株)ノリタケカンパニーリミテド	520,894	1,485	森村グループ協力関係の維持・発展
住友林業(株)	786,000	1,328	販売・関係強化
ユアサ商事(株)	408,000	1,258	主要特約店としての関係強化
(株)山口フィナンシャルグループ	719,661	868	主要取引銀行としての関係強化
(株)長谷工コーポレーション	700,300	843	販売・関係強化
東京海上ホールディングス(株)	173,380	814	主要取引保険会社としての関係強化
大建工業(株)	391,400	806	業務提携会社としての関係強化
山九(株)	922,000	622	物流取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	158,947	613	主要取引銀行としての関係強化
NOK(株)	234,000	604	購買取引関係の維持・強化
ニッコンホールディングス(株)	241,000	572	物流取引関係の維持・強化
凸版印刷(株)	453,000	514	購買取引関係の維持・強化
(株)スターフライヤー	140,000	497	主要取引航空会社としての関係強化
日本通運(株)	842,000	481	物流取引関係の維持・強化
(株)丹青社	446,550	438	購買取引関係の維持・強化
西日本鉄道(株)	872,000	408	物流取引関係の維持・強化
(株)フジ・メディア・ホールディングス	258,900	397	広告宣伝取引関係の維持・強化
大日本印刷(株)	301,000	361	購買取引関係の維持・強化
長瀬産業(株)	199,000	308	購買取引関係の維持・強化
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	632,629	304	主要取引銀行会社としての関係強化
住友不動産(株)	100,000	288	販売・関係強化
DIC(株)	68,000	279	購買取引関係維持・強化
第一生命保険(株)	100,900	201	主要取引保険会社としての関係強化
日本空港ビルディング(株)	50,000	193	販売・関係強化

責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。

当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

- ・在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外役員を免責する。

取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

当社は、「取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う」旨定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めています。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

株主総会の特別決議要件

当社は、「会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う」旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2)【監査報酬の内容等】

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	81	-	81	-
連結子会社	3	-	3	-
計	85	-	85	-

(その他重要な報酬の内容)

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるTOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.等は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務に基づく報酬等を支払っていません。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるTOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.等は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務に基づく報酬等を支払っていません。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の入手に努めているほか、社外のセミナー等に参加しています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	79,053	86,962
受取手形及び売掛金	97,689	96,097
有価証券	21,000	20,000
商品及び製品	41,667	37,916
仕掛品	10,072	10,800
原材料及び貯蔵品	12,686	13,676
繰延税金資産	6,630	7,018
その他	10,886	9,850
貸倒引当金	302	246
流動資産合計	279,383	282,076
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	68,008	79,439
機械装置及び運搬具(純額)	42,557	42,783
土地	29,424	27,509
建設仮勘定	12,203	17,047
その他(純額)	12,314	11,908
有形固定資産合計	1 164,508	1 178,687
無形固定資産		
のれん	224	124
ソフトウェア	10,913	11,456
その他	4,288	3,930
無形固定資産合計	15,427	15,511
投資その他の資産		
投資有価証券	2 54,774	2 60,350
長期貸付金	148	131
差入保証金	6,807	6,594
退職給付に係る資産	414	415
繰延税金資産	12,683	8,238
その他	2,405	2,243
貸倒引当金	285	252
投資その他の資産合計	76,946	77,721
固定資産合計	256,882	271,920
資産合計	536,265	553,996

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	75,765	76,404
短期借入金	24,637	21,169
コマーシャル・ペーパー	12,000	9,000
未払金	14,283	17,828
未払費用	26,745	28,711
未払法人税等	3,830	5,637
未払消費税等	3,169	2,194
役員賞与引当金	205	218
製品点検補修引当金	226	191
事業再編引当金	821	1,503
環境対策引当金	57	-
設備関係支払手形	3	-
その他	14,742	17,247
流動負債合計	176,488	180,107
固定負債		
長期借入金	3,963	3,786
退職給付に係る負債	67,746	61,545
その他	2,545	2,503
固定負債合計	74,255	67,835
負債合計	250,743	247,942
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,579	35,579
資本剰余金	29,216	29,216
利益剰余金	212,255	234,586
自己株式	14,492	14,481
株主資本合計	262,558	284,900
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,006	17,085
為替換算調整勘定	13,726	5,697
退職給付に係る調整累計額	13,265	10,663
その他の包括利益累計額合計	13,467	12,120
新株予約権	539	601
非支配株主持分	8,957	8,432
純資産合計	285,522	306,053
負債純資産合計	536,265	553,996

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	567,889	573,819
売上原価	1, 3 351,599	1, 3 352,678
売上総利益	216,290	221,140
販売費及び一般管理費	2, 3 170,152	2, 3 172,569
営業利益	46,137	48,571
営業外収益		
受取利息	1,796	1,443
受取配当金	1,086	1,226
持分法による投資利益	1,087	659
為替差益	-	244
その他	1,498	953
営業外収益合計	5,469	4,526
営業外費用		
支払利息	120	78
売上割引	1,265	1,296
固定資産除却損	871	1,279
支払手数料	686	-
為替差損	866	-
その他	1,032	1,061
営業外費用合計	4,842	3,716
経常利益	46,764	49,381
特別利益		
土地等売却益	4 3,852	4 278
投資有価証券売却益	65	170
会員権売却益	0	10
受取補償金	933	273
補助金収入	880	-
持分変動利益	239	-
特別利益合計	5,971	733
特別損失		
土地等売却損	5 1	-
投資有価証券売却損	-	0
会員権売却損	0	-
有価証券評価損	6 208	6 56
会員権評価損	4	6
減損損失	7 313	7 222
製品点検補修損失	233	-
事業再編費用	8 687	8 1,084
特別損失合計	1,447	1,369
税金等調整前当期純利益	51,288	48,745
法人税、住民税及び事業税	9,579	12,560
法人税等調整額	5,312	1,412
法人税等合計	14,892	13,973
当期純利益	36,395	34,772
非支配株主に帰属する当期純利益	672	932
親会社株主に帰属する当期純利益	35,723	33,839

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	36,395	34,772
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,571	4,052
為替換算調整勘定	5,447	8,490
退職給付に係る調整額	12,203	2,634
持分法適用会社に対する持分相当額	574	135
その他の包括利益合計	21,797	1,938
包括利益	14,598	32,833
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,553	32,492
非支配株主に係る包括利益	44	341

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,579	29,216	186,231	15,505	235,521
当期変動額					
剰余金の配当			9,650		9,650
親会社株主に帰属する当期純利益			35,723		35,723
自己株式の取得				71	71
自己株式の処分			48	1,084	1,035
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	26,024	1,012	27,037
当期末残高	35,579	29,216	212,255	14,492	262,558

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	16,578	18,929	870	34,636	578	9,845	280,582
当期変動額							
剰余金の配当							9,650
親会社株主に帰属する当期純利益							35,723
自己株式の取得							71
自己株式の処分							1,035
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,571	5,203	12,394	21,169	38	888	22,096
当期変動額合計	3,571	5,203	12,394	21,169	38	888	4,940
当期末残高	13,006	13,726	13,265	13,467	539	8,957	285,522

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,579	29,216	212,255	14,492	262,558
当期変動額					
剰余金の配当			11,501		11,501
親会社株主に帰属する当期純利益			33,839		33,839
自己株式の取得				13	13
自己株式の処分			7	24	17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	22,330	11	22,341
当期末残高	35,579	29,216	234,586	14,481	284,900

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	13,006	13,726	13,265	13,467	539	8,957	285,522
当期変動額							
剰余金の配当							11,501
親会社株主に帰属する当期純利益							33,839
自己株式の取得							13
自己株式の処分							17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,079	8,028	2,601	1,346	61	524	1,810
当期変動額合計	4,079	8,028	2,601	1,346	61	524	20,531
当期末残高	17,085	5,697	10,663	12,120	601	8,432	306,053

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	51,288	48,745
減価償却費	18,397	19,209
減損損失	313	222
有価証券評価損益（は益）	208	56
会員権評価損	4	6
貸倒引当金の増減額（は減少）	28	81
役員賞与引当金の増減額（は減少）	38	12
製品点検補修引当金の増減額（は減少）	212	34
事業再編引当金の増減額（は減少）	516	682
環境対策引当金の増減額（は減少）	907	57
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	3,661	2,319
受取利息及び受取配当金	2,883	2,669
支払利息	120	78
投資有価証券売却損益（は益）	65	170
会員権売却損益（は益）	0	10
土地売却損益（は益）	2 3,850	2 278
固定資産除却損	871	1,279
受取補償金	933	273
補助金収入	880	-
持分変動損益（は益）	239	-
売上債権の増減額（は増加）	3,577	965
たな卸資産の増減額（は増加）	115	499
仕入債務の増減額（は減少）	3,072	1,154
未払金の増減額（は減少）	140	21
未払費用の増減額（は減少）	446	2,329
その他	4,421	1,997
小計	61,595	71,322
利息及び配当金の受取額	3,382	3,158
利息の支払額	127	78
補償金の受取額	933	273
法人税等の支払額	7,089	10,937
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,695	63,738
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	6,514	9,328
定期預金の払戻による収入	4,222	6,625
短期貸付金の増減額（は増加）	0	0
有形固定資産の取得による支出	27,320	32,023
有形固定資産の売却による収入	4,283	2,162
無形固定資産の取得による支出	3,920	3,470
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,069	319
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	397	314
長期貸付けによる支出	-	2
長期貸付金の回収による収入	23	13
補助金の受取額	880	-
その他	936	84
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,952	35,944

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	16,600
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	34,000	9,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	37,000	12,000
長期借入れによる収入	1,071	-
長期借入金の返済による支出	3,347	20,097
配当金の支払額	9,650	11,501
自己株式の取得による支出	71	13
その他	55	940
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,053	18,953
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,782	4,545
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,905	4,294
現金及び現金同等物の期首残高	83,183	94,089
現金及び現金同等物の期末残高	1 94,089	1 98,384

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 52社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

主要な会社名

P.T. SURYA TOTO INDONESIA Tbk.

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

関連会社 ㈱エムビー工舎

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法非適用会社は小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東陶(中国)有限公司、北京東陶有限公司、東陶機器(北京)有限公司、南京東陶有限公司、東陶(大連)有限公司、東陶(上海)有限公司、東陶華東有限公司、東陶(福建)有限公司、東陶機器(広州)有限公司、東陶(香港)有限公司、TOTO Asia Oceania Pte.Ltd.、TOTO MALAYSIA SDN.BHD.、TOTO VIETNAM CO.,LTD.、TOTO(THAILAND)CO.,LTD.、台湾東陶股份有限公司、TOTO KOREA LTD.、TOTO AMERICAS HOLDINGS, INC.、TOTO U.S.A.,Inc.、TOTO MEXICO, S.A. DE C.V.、TOTO Do Brasil Distribuicao e Comercio, Ltda.、TOTO Europe GmbH、TOTO Germany GmbHの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヵ月以内であるため、連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っています。

また、この場合、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

なお、その他連結子会社の決算日は、提出会社と同じです。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として次によっています。

製品、半製品、仕掛品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

半成工事 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しています。

製品点検補修引当金

製品の点検補修活動等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

事業再編引当金

事業の再編・整理等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・商品スワップ取引

ヘッジ対象・・・原材料調達取引

ヘッジ方針

原材料の価格変動リスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として5年間の均等償却を行っています。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しています。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	293,297百万円	297,181百万円

2 関連会社に対するものは次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券（株式等）	6,006百万円	5,998百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれています。

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1,155百万円	513百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
発送費及び配達費	17,157百万円	16,864百万円
販売奨励金	4,536	4,214
広告宣伝費	12,357	12,126
給料・賞与及び手当金	54,663	56,161
役員賞与引当金繰入額	205	218
退職給付費用	3,325	3,482
福利費	9,533	9,762
貸倒引当金繰入額	7	28
減価償却費	4,820	5,143
賃借料	11,518	11,831
研究開発費	19,098	19,436

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
19,098百万円	19,436百万円

- 4 土地等売却益の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
TOTO(株)の厚生用地売却益	3,542百万円	TOTOエムテック(株)の土地売却益 239百万円
TOTO(株)の社宅用地売却益	247	TOTO(株)の駐車場用地売却益 32
TOTO九州販売(株)の土地売却益	42	TOTO九州販売(株)の土地売却益 6
TOTOマテリア(株)の土地等売却益	20	
計	3,852	計 278

- 5 土地等売却損の内容は次のとおりです。

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
TOTO(株)の厚生用地売却損	1百万円	- 百万円

- 6 有価証券評価損は、投資有価証券の一部につき、評価減を行ったものです。

7 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場所	用途	種類
栃木県下都賀郡岩舟町	遊休資産	土地
岩手県盛岡市	販売営業所	土地、建物
埼玉県川口市	賃貸用建物	土地、建物
山形県山形市	販売営業所	土地
愛知県知多郡南知多町	遊休資産	土地、建物
愛知県西尾市	遊休資産	土地、建物

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

撤収等を意思決定した設備等及び時価が下落した将来の使用が見込まれていない遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(313百万円)として特別損失に計上しています。

その内訳は、土地280百万円、建物32百万円です。

山形県山形市の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、契約額により評価しています。

上記以外の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額に準ずる評価額により評価しています。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類
兵庫県赤穂市	遊休資産	土地、その他
長崎県長崎市	遊休資産	土地
福岡県福岡市南区	遊休資産	土地
長野県飯田市	遊休資産	土地
栃木県さくら市	遊休資産	土地

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

撤収等を意思決定した設備等及び時価が下落した将来の使用が見込まれていない遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(222百万円)として特別損失に計上しています。

その内訳は、土地207百万円、その他15百万円です。

兵庫県赤穂市及び福岡県南区の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、契約額により評価しています。

上記以外の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額に準ずる評価額により評価しています。

8 事業再編費用

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

事業再編費用の内訳は、レストルーム事業の事業構造改善に伴う損失422百万円、米州事業の事業構造改善に伴う損失264百万円です。

その主な要因は、固定資産の減損損失、棚卸資産評価損等です。

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
福岡県北九州市	衛生陶器及び 温水洗浄便座等の 生産設備等	建物、機械装置等
ブラジル連邦共和国 サンパウロ州	販売営業所及び 管理事務所	工具器具備品等

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

レストルーム事業、米州事業の事業構造改善に伴う除却予定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減損損失（422百万円）は、特別損失「事業再編費用」に含めて表示しています。

その内訳は、建物15百万円、機械装置14百万円及びその他392百万円です。

回収可能価額は、零として評価しています。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

事業再編費用の内訳は、環境建材事業の事業整理に伴う損失596百万円、衛生陶器の生産体制見直しに伴う損失180百万円、水栓金具の生産体制見直しに伴う損失307百万円です。

その主な要因は、事業整理に伴う損失、固定資産の撤去費用、固定資産の減損損失等です。

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
東京都品川区	販売営業所	建物、ソフトウェア等
福岡県北九州市	衛生陶器の生産設備等	建物、機械装置

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（製品カテゴリー別）を基礎として資産のグルーピングを行っています。

環境建材事業の事業整理、衛生陶器の生産体制見直しに伴う除却予定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減損損失（13百万円）は、特別損失「事業再編費用」に含めて表示しています。

その内訳は、建物8百万円、機械装置0百万円及びその他4百万円です。

回収可能価額は、零として評価しています。

(連結包括利益計算書関係)
その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5,377百万円	5,582百万円
組替調整額	97	123
税効果調整前	5,280	5,458
税効果額	1,708	1,405
その他有価証券評価差額金	3,571	4,052
為替換算調整勘定：		
当期発生額	5,447	8,490
組替調整額	-	-
為替換算調整勘定	5,447	8,490
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	20,379	383
組替調整額	2,902	4,169
税効果調整前	17,477	3,785
税効果額	5,273	1,151
退職給付に係る調整額	12,203	2,634
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	660	149
組替調整額	85	13
持分法適用会社に対する持分相当額	574	135
その他の包括利益合計	21,797	1,938

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	353,962	-	176,981	176,981
合計	353,962	-	176,981	176,981
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	17,469	28	9,659	7,838
合計	17,469	28	9,659	7,838

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少176,981千株は、株式併合によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、株式併合に伴う端数株式の買取による増加1千株及び単元未満株式の買取による増加27千株(株式併合前21千株、株式併合後5千株)です。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少9,659千株は、株式併合による減少8,622千株、単元未満株式の売渡請求による減少0千株(株式併合前0千株、株式併合後0千株)、ストック・オプションの行使による減少109千株(株式併合前68千株、株式併合後41千株)、従業員持株E S O P信託口から当社持株会への売却による減少927千株(株式併合前178千株、株式併合後749千株)です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	539
	合計	-	-	-	-	-	539

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月19日 取締役会	普通株式	4,396	13.0	平成27年3月31日	平成27年6月5日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	5,073	15.0	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(注) 1. 平成27年5月19日取締役会決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金21百万円を含めています。

2. 平成27年10月30日取締役会決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託口に対する配当金22百万円を含めています。

3. 平成27年10月30日取締役会決議に基づく1株当たり配当額については、基準日が平成27年9月30日であるため、平成27年10月1日付の株式併合は加味していません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月20日 取締役会	普通株式	5,750	利益剰余金	34.0	平成28年3月31日	平成28年6月8日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	176,981	-	-	176,981
合計	176,981	-	-	176,981
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	7,838	3	13	7,828
合計	7,838	3	13	7,828

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、ストック・オプションの行使によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプ ションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	601
合計		-	-	-	-	-	601

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月20日 取締役会	普通株式	5,750	34.0	平成28年3月31日	平成28年6月8日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	5,750	34.0	平成28年9月30日	平成28年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月19日 取締役会	普通株式	5,751	利益剰余金	34.0	平成29年3月31日	平成29年6月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	79,053百万円	86,962百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	5,963	8,578
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券)	21,000	20,000
現金及び現金同等物	94,089	98,384

2 土地売却損益(は益)は、土地等売却益と土地等売却損の純額です。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

国内住設事業等における生産設備等(機械装置及び運搬具等)です。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていますが、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	755	647
1年超	1,236	706
合計	1,992	1,353

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入れにより資金調達しています。デリバティブは、通常の原材料の調達範囲内で、価格変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。
投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、原材料調達に係る価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項

(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループの販売取引先マネジメント規定に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

市場リスク(株価等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社グループのデリバティブ取引管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません((注)2参照)。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	79,053	79,053	-
(2) 受取手形及び売掛金	97,689	97,689	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	68,861	68,861	-
資産計	245,604	245,604	-
(1) 支払手形及び買掛金	75,765	75,765	-
(2) 短期借入金()	4,400	4,400	-
(3) 長期借入金()	24,200	24,213	12
負債計	104,365	104,378	12

() 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	86,962	86,962	-
(2) 受取手形及び売掛金	96,097	96,097	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	73,502	73,502	-
資産計	256,562	256,562	-
(1) 支払手形及び買掛金	76,404	76,404	-
(2) 短期借入金()	21,000	21,000	-
(3) 長期借入金()	3,956	3,960	4
負債計	101,360	101,364	4

() 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

国内の譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、株式の時価については、取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

元金合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しています。ただし、変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	905	849

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	78,920	-	-	-
受取手形及び売掛金	97,689	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券（社債）	-	10	-	-
(2) 債券（その他）	-	-	-	-
(3) その他	21,000	-	-	-
合計	197,610	10	-	-

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	86,808	-	-	-
受取手形及び売掛金	96,097	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券（社債）	-	10	-	-
(2) 債券（その他）	-	-	-	-
(3) その他	20,000	-	-	-
合計	202,906	10	-	-

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,400	-	-	-	-	-
長期借入金	20,237	113	453	-	500	2,897
合計	24,637	113	453	-	500	2,897

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	21,000	-	-	-	-	-
長期借入金	169	745	407	964	464	1,204
合計	21,169	745	407	964	464	1,204

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	43,123	24,359	18,764
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	43,123	24,359	18,764
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,728	5,423	695
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	10	10	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	21,000	21,000	-
	小計	25,738	26,433	695
	合計	68,861	50,792	18,069

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	51,925	28,159	23,766
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	51,925	28,159	23,766
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,566	1,804	238
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	10	10	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	20,000	20,000	-
	小計	21,576	21,814	238
	合計	73,502	49,974	23,527

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	387	65	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	387	65	-

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	305	170	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	305	170	0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について208百万円（その他有価証券の株式208百万円）減損処理を行っています。

当連結会計年度において、有価証券について56百万円（その他有価証券の株式56百万円）減損処理を行っています。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社（一部を除く）は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。

確定給付型の制度として、キャッシュバランス年金制度及び退職一時金制度等を設けています。

また、当社及び一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
退職給付債務の期首残高	171,157百万円	179,741百万円
勤務費用	5,113	5,582
利息費用	1,884	721
数理計算上の差異の発生額	13,114	432
退職給付の支払額	11,529	8,861
過去勤務費用の発生額	-	1,058
その他	-	157
退職給付債務の期末残高	179,741	178,832

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	119,942百万円	115,230百万円
期待運用収益	4,192	4,027
数理計算上の差異の発生額	7,264	1,108
事業主からの拠出額	8,039	8,002
退職給付の支払額	9,679	8,223
年金資産の期末残高	115,230	120,144

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,770百万円	3,234百万円
退職給付費用	785	440
退職給付の支払額	193	510
制度への拠出額	128	149
その他	-	157
退職給付に係る負債の期末残高	3,234	2,857

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	171,494百万円	168,296百万円
年金資産	117,415	122,458
	54,079	45,838
非積立型制度の退職給付債務	13,252	15,291
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,331	61,130
退職給付に係る負債	67,746	61,545
退職給付に係る資産	414	415
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,331	61,130

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	5,899百万円	6,022百万円
利息費用	1,884	721
期待運用収益	4,192	4,027
数理計算上の差異の費用処理額	3,455	4,011
過去勤務費用の費用処理額	553	158
確定給付制度に係る退職給付費用	6,493	6,885

(注) 簡便法で計算した退職給付費用は、勤務費用に含めています。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
過去勤務費用	553百万円	900百万円
数理計算上の差異	16,923	4,686
合 計	17,477	3,785

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
未認識過去勤務費用	113百万円	1,014百万円
未認識数理計算上の差異	18,674	13,987
合 計	18,787	15,002

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
債券	49%	45%
株式	30	34
オルタナティブ	11	11
生保一般勘定	9	9
その他	1	1
合 計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3月31日)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	3.5	3.5

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度46百万円、当連結会計年度55百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
販売費及び一般管理費	56	71

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 16名	当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 84,000株	普通株式 83,500株
付与日	平成19年 8月17日	平成20年 7月18日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成19年 8月17日 至平成20年 6月30日	自平成20年 7月18日 至平成21年 6月30日
権利行使期間	自平成19年 8月18日 至平成49年 8月17日	自平成20年 7月19日 至平成50年 7月18日

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 14名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 15名	当社取締役(社外取締役を除く) 13名 当社監査役(社外監査役を除く) 2名 当社執行役員 (取締役を兼務する者を除く) 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 81,000株	普通株式 83,000株
付与日	平成21年 7月17日	平成22年 7月20日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成21年 7月17日 至平成22年 6月30日	自平成22年 7月20日 至平成23年 6月30日
権利行使期間	自平成21年 7月18日 至平成51年 7月17日	自平成22年 7月21日 至平成52年 7月20日

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）12名	当社取締役（社外取締役を除く）12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 89,000株	普通株式 99,500株
付与日	平成23年7月20日	平成24年7月20日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成23年7月20日 至平成24年6月30日	自平成24年7月20日 至平成25年6月30日
権利行使期間	自平成23年7月21日 至平成53年7月20日	自平成24年7月21日 至平成54年7月20日

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）11名	当社取締役（社外取締役を除く）10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 45,500株	普通株式 35,500株
付与日	平成25年7月19日	平成26年7月18日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自平成25年7月19日 至平成26年6月30日	自平成26年7月18日 至平成27年6月30日
権利行使期間	自平成25年7月20日 至平成55年7月19日	自平成26年7月19日 至平成56年7月18日

	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名	当社取締役（社外取締役を除く）10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 15,000株	普通株式 21,500株
付与日	平成27年7月17日	平成28年7月20日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役、監査役及び執行役員の地位にあることを要する
対象勤務期間	自平成27年7月17日 至平成28年6月30日	自平成28年7月20日 至平成29年6月30日
権利行使期間	自平成27年7月18日 至平成57年7月17日	自平成28年7月21日 至平成58年7月20日

（注）株式数に換算して記述しています。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション	平成23年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	28,500	50,000	54,000	61,000	65,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	6,000	6,500	1,000	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	22,500	43,500	53,000	61,000	65,000

	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション	平成28年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	21,500
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	21,500
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	86,000	39,000	35,500	15,000	-
権利確定	-	-	-	-	21,500
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	86,000	39,000	35,500	15,000	21,500

単価情報

	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション	平成23年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	4,208	4,449	4,270	-	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	1,608	1,062	982	888	968

	平成24年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成26年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション	平成28年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	918	1,782	1,998	3,432	3,664

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成28年ストック・オプション
株価変動性(注)1	33.628%
予想残存期間(注)2	15年
予想配当(注)3	64円/株
無リスク利率(注)4	0.062%

(注)1. 15年間(平成13年7月20日から平成28年7月20日)の株価実績に基づいて算定しています。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

3. 平成28年3月期の配当実績によっています。

4. 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率です。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)																																																																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">2,335百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td style="text-align: right;">20,348</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,007</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">16,911</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41,603</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">11,618</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,984</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">5,052</td> </tr> <tr> <td>海外関係会社留保利益</td> <td style="text-align: right;">4,043</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">952</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">779</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,828</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">19,155</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">6,630百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">12,683</td> </tr> <tr> <td>流動負債 -</td> <td style="text-align: right;">54</td> </tr> <tr> <td>その他(繰延税金負債)</td> <td style="text-align: right;">103</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">32.8%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.0</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の税率差異等</td> <td style="text-align: right;">8.0</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">4.6</td> </tr> <tr> <td>海外関係会社留保利益</td> <td style="text-align: right;">7.9</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">29.0</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	2,335百万円	退職給付に係る負債	20,348	繰越欠損金	2,007	その他	16,911	繰延税金資産小計	41,603	評価性引当額	11,618	繰延税金資産合計	29,984	その他有価証券評価差額金	5,052	海外関係会社留保利益	4,043	固定資産圧縮積立金	952	その他	779	繰延税金負債合計	10,828	繰延税金資産の純額	19,155	流動資産 - 繰延税金資産	6,630百万円	固定資産 - 繰延税金資産	12,683	流動負債 -	54	その他(繰延税金負債)	103	法定実効税率	32.8%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0	住民税均等割	0.4	海外子会社の税率差異等	8.0	評価性引当額の増減	4.6	海外関係会社留保利益	7.9	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">3,157百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td style="text-align: right;">18,452</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,293</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15,745</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">39,649</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">12,124</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,524</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">6,458</td> </tr> <tr> <td>海外関係会社留保利益</td> <td style="text-align: right;">4,102</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">879</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">964</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,404</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,119</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">7,018百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">8,238</td> </tr> <tr> <td>流動負債 -</td> <td style="text-align: right;">78</td> </tr> <tr> <td>その他(繰延税金負債)</td> <td style="text-align: right;">59</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">30.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の税率差異等</td> <td style="text-align: right;">6.8</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">1.5</td> </tr> <tr> <td>海外関係会社留保利益</td> <td style="text-align: right;">1.5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">28.7</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	3,157百万円	退職給付に係る負債	18,452	繰越欠損金	2,293	その他	15,745	繰延税金資産小計	39,649	評価性引当額	12,124	繰延税金資産合計	27,524	その他有価証券評価差額金	6,458	海外関係会社留保利益	4,102	固定資産圧縮積立金	879	その他	964	繰延税金負債合計	12,404	繰延税金資産の純額	15,119	流動資産 - 繰延税金資産	7,018百万円	固定資産 - 繰延税金資産	8,238	流動負債 -	78	その他(繰延税金負債)	59	法定実効税率	30.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	住民税均等割	0.5	海外子会社の税率差異等	6.8	評価性引当額の増減	1.5	海外関係会社留保利益	1.5	その他	1.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7
賞与引当金損金算入限度超過額	2,335百万円																																																																																																														
退職給付に係る負債	20,348																																																																																																														
繰越欠損金	2,007																																																																																																														
その他	16,911																																																																																																														
繰延税金資産小計	41,603																																																																																																														
評価性引当額	11,618																																																																																																														
繰延税金資産合計	29,984																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	5,052																																																																																																														
海外関係会社留保利益	4,043																																																																																																														
固定資産圧縮積立金	952																																																																																																														
その他	779																																																																																																														
繰延税金負債合計	10,828																																																																																																														
繰延税金資産の純額	19,155																																																																																																														
流動資産 - 繰延税金資産	6,630百万円																																																																																																														
固定資産 - 繰延税金資産	12,683																																																																																																														
流動負債 -	54																																																																																																														
その他(繰延税金負債)	103																																																																																																														
法定実効税率	32.8%																																																																																																														
(調整)																																																																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0																																																																																																														
住民税均等割	0.4																																																																																																														
海外子会社の税率差異等	8.0																																																																																																														
評価性引当額の増減	4.6																																																																																																														
海外関係会社留保利益	7.9																																																																																																														
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8																																																																																																														
その他	0.2																																																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0																																																																																																														
賞与引当金損金算入限度超過額	3,157百万円																																																																																																														
退職給付に係る負債	18,452																																																																																																														
繰越欠損金	2,293																																																																																																														
その他	15,745																																																																																																														
繰延税金資産小計	39,649																																																																																																														
評価性引当額	12,124																																																																																																														
繰延税金資産合計	27,524																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	6,458																																																																																																														
海外関係会社留保利益	4,102																																																																																																														
固定資産圧縮積立金	879																																																																																																														
その他	964																																																																																																														
繰延税金負債合計	12,404																																																																																																														
繰延税金資産の純額	15,119																																																																																																														
流動資産 - 繰延税金資産	7,018百万円																																																																																																														
固定資産 - 繰延税金資産	8,238																																																																																																														
流動負債 -	78																																																																																																														
その他(繰延税金負債)	59																																																																																																														
法定実効税率	30.7%																																																																																																														
(調整)																																																																																																															
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5																																																																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2																																																																																																														
住民税均等割	0.5																																																																																																														
海外子会社の税率差異等	6.8																																																																																																														
評価性引当額の増減	1.5																																																																																																														
海外関係会社留保利益	1.5																																																																																																														
その他	1.0																																																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7																																																																																																														

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、住宅設備機器の製造・販売及びセラミックやタイル等の環境建材等の新領域事業等を行っています。

住設事業については、生産・販売体制を基礎として、「日本住設事業」「中国・アジア住設事業」「米州・欧州住設事業」の3つから構成されています。「中国・アジア住設事業」は「中国」及び「アジア・オセアニア」(主にシンガポール、ベトナム、マレーシア、台湾、タイ、インド)の2つを、「米州・欧州住設事業」は「米州」(主にアメリカ、メキシコ)及び「欧州」(主にドイツ)の2つを報告セグメントとしています。

住宅設備機器は、衛生陶器、温水洗浄便座、ユニットバスルーム、水栓金具、システムキッチン、洗面化粧台等が対象となります。

新領域事業については、「セラミック事業」及び「環境建材事業」の2つを報告セグメントとしています。

セラミック事業は、静電チャック、光通信用部品、大型精密セラミック製品等が対象となります。

環境建材事業は、光触媒(ハイドロテクト)、タイル等が対象となります。

当連結会計年度より、グローバル視点で住設事業を一本化し、従来の「国内住設事業」と「海外住設事業」を、「日本」「中国・アジア」「米州・欧州」の3つの事業で構成される「グローバル住設事業」に変更しています。

なお、当該セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び総原価を勘案して価格交渉の上、決定しています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					
	グローバル住設事業					
	日本住設事業	中国・アジア住設事業		米州・欧州住設事業		計
中国		アジア・オセアニア	米州	欧州		
売上高						
外部顧客への売上高	420,341	62,537	30,540	30,382	3,927	547,729
セグメント間の内部売上高又は振替高	10,114	19,202	14,701	69	12	44,100
計	430,455	81,739	45,241	30,451	3,940	591,829
セグメント利益又はセグメント損失()	28,539	15,131	5,323	1,714	765	49,943
セグメント資産	251,175	96,637	64,014	28,008	2,280	442,117
その他の項目						
減価償却費	11,558	3,014	1,868	876	61	17,379
持分法適用会社への投資額	-	924	4,974	-	-	5,899
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	19,875	3,594	2,274	1,256	39	27,040

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	新領域事業			計				
	セラミック事業	環境建材事業	計					
売上高								
外部顧客への売上高	10,647	9,250	19,897	567,626	263	567,889	-	567,889
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	966	966	45,067	49	45,116	45,116	-
計	10,647	10,216	20,864	612,693	312	613,006	45,116	567,889
セグメント利益又はセグメント損失()	1,007	978	28	49,972	137	50,109	3,972	46,137
セグメント資産	14,229	7,233	21,463	463,580	2,757	466,338	69,926	536,265
その他の項目								
減価償却費	409	169	579	17,959	44	18,003	393	18,397
持分法適用会社への投資額	-	-	-	5,899	-	5,899	-	5,899
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	746	484	1,231	28,272	15	28,287	339	28,627

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

(1)セグメント利益の調整額 3,972百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。

(2)セグメント資産の調整額69,926百万円には、セグメント間消去 23,048百万円及び各セグメントに配分していない全社資産92,975百万円等が含まれています。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産（現金及び預金、有価証券、投資有価証券等）及び基礎研究等に係る資産等です。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					
	グローバル住設事業					
	日本住設事業	中国・アジア住設事業		米州・欧州住設事業		計
中国		アジア・オセアニア	米州	欧州		
売上高						
外部顧客への売上高	423,310	63,299	30,628	30,473	3,779	551,491
セグメント間の内部売上高又は振替高	10,903	18,572	16,065	55	18	45,615
計	434,214	81,871	46,693	30,528	3,797	597,107
セグメント利益又はセグメント損失()	29,149	15,773	5,931	2,463	844	52,472
セグメント資産	261,786	99,648	68,320	29,048	2,559	461,364
その他の項目						
減価償却費	12,275	2,821	1,974	929	41	18,043
持分法適用会社への投資額	-	866	5,024	-	-	5,890
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	31,611	2,269	5,991	1,087	47	41,006

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表計上額 (注) 3
	新領域事業			計				
	セラミック事業	環境建材事業	計					
売上高								
外部顧客への売上高	13,088	8,975	22,063	573,555	264	573,819	-	573,819
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	1,404	1,404	47,019	49	47,069	47,069	-
計	13,088	10,379	23,468	620,575	313	620,889	47,069	573,819
セグメント利益又はセグメント損失()	1,252	691	561	53,034	144	53,178	4,607	48,571
セグメント資産	15,967	6,847	22,814	484,178	2,772	486,951	67,045	553,996
その他の項目								
減価償却費	452	264	717	18,760	33	18,793	415	19,209
持分法適用会社への投資額	-	-	-	5,890	-	5,890	-	5,890
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,405	151	1,556	42,563	42	42,605	433	43,038

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等です。

2. 調整額の内容は以下のとおりです。

(1)セグメント利益の調整額 4,607百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究等に係る費用です。

(2)セグメント資産の調整額67,045百万円には、セグメント間消去 25,205百万円及び各セグメントに配分していない全社資産92,251百万円等が含まれています。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産（現金及び預金、有価証券、投資有価証券等）及び基礎研究等に係る資産等です。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

住設事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：百万円）

日本	中国	米州	その他	合計
431,520	62,852	37,676	35,839	567,889

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2)有形固定資産

（単位：百万円）

日本	中国	アジア・オセアニア	米州	その他	合計
117,456	22,958	17,721	6,266	105	164,508

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

住設事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略していません。

2．地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：百万円）

日本	中国	米州	その他	合計
435,013	64,028	38,458	36,317	573,819

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2)有形固定資産

（単位：百万円）

日本	中国	アジア・オセアニア	米州	その他	合計
130,663	20,377	21,451	6,071	123	178,687

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	報告セグメント					計
	グローバル住設事業					
	日本住設事業	中国・アジア住設事業		米州・欧州住設事業		
中国		アジア・オセアニア	米州	欧州		
減損損失	735	-	-	0	-	735

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	新領域事業			計				
	セラミック事業	環境建材事業	計					
減損損失	-	-	-	735	-	735	-	735

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	報告セグメント					計
	グローバル住設事業					
	日本住設事業	中国・アジア住設事業		米州・欧州住設事業		
中国		アジア・オセアニア	米州	欧州		
減損損失	222	-	-	-	-	222

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	新領域事業			計				
	セラミック事業	環境建材事業	計					
減損損失	-	13	-	236	-	236	-	236

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,631.91円	1,755.93円
1株当たり当期純利益	212.03円	200.06円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	211.44円	199.54円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	35,723	33,839
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	35,723	33,839
普通株式の期中平均株式数(千株)	168,480	169,146
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	470	441
(うち新株予約権方式によるストック・オプション)	(470)	(441)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		-

2. 従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています(前連結会計年度627千株)。当連結会計年度においては、従業員持株E S O P信託は終了しているため、信託口が所有する当社株式はありません。
3. 平成27年10月1日付で普通株式2株を1株に併合しています。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,400	21,000	0.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	20,237	169	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	53	50	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,963	3,786	0.7	平成30年4月から 平成34年12月まで
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	95	97	-	平成30年4月から 平成37年9月まで
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年内返済)	12,000	9,000	-	-
計	40,749	34,103	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	745	407	964	464
リース債務	36	24	18	10

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	128,220	265,908	409,566	573,819
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	6,734	18,376	34,537	48,745
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	4,357	12,343	23,659	33,839
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	25.76	72.98	139.88	200.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	25.76	47.22	66.90	60.19

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,814	5,964
受取手形	7,348	9,347
売掛金	1 75,133	1 76,238
有価証券	21,000	20,000
商品及び製品	14,878	13,001
仕掛品	335	317
原材料及び貯蔵品	1,277	1,215
前払費用	866	896
繰延税金資産	2,703	3,252
短期貸付金	1 7,305	1 7,532
1年内回収予定の長期貸付金	1	-
未収入金	1 14,418	1 15,485
その他	1 974	1 1,271
流動資産合計	154,056	154,521
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,377	44,440
構築物	1,464	2,009
窯	1,054	951
機械及び装置	9,318	9,709
車両運搬具	93	83
工具、器具及び備品	4,861	5,179
土地	15,614	13,987
リース資産	49	53
建設仮勘定	8,278	8,769
有形固定資産合計	72,112	85,183
無形固定資産		
ソフトウェア	9,141	9,719
その他	248	251
無形固定資産合計	9,390	9,971
投資その他の資産		
投資有価証券	48,297	53,923
関係会社株式	51,245	51,245
関係会社出資金	21,788	22,175
長期貸付金	7	7
差入保証金	1 5,512	1 5,318
長期前払費用	63	45
繰延税金資産	8,175	5,349
その他	1,053	1,043
貸倒引当金	23	20
投資その他の資産合計	136,120	139,087
固定資産合計	217,624	234,242
資産合計	371,681	388,764

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	34	-
買掛金	1 51,733	1 52,210
短期借入金	1 17,243	1 44,967
1年内返済予定の長期借入金	19,200	-
コマーシャル・ペーパー	12,000	9,000
リース債務	36	35
未払金	1 13,406	1 18,078
未払費用	1 14,733	1 15,252
未払法人税等	1,092	2,620
未払消費税等	1,726	641
前受金	78	57
預り金	1 7,731	1 5,039
役員賞与引当金	205	218
製品点検補修引当金	226	191
事業再編引当金	528	908
環境対策引当金	57	-
流動負債合計	140,035	149,221
固定負債		
長期借入金	500	500
リース債務	46	41
退職給付引当金	43,256	40,873
資産除去債務	1,418	1,405
その他	51	20
固定負債合計	45,273	42,841
負債合計	185,308	192,062
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,579	35,579
資本剰余金		
資本準備金	29,101	29,101
資本剰余金合計	29,101	29,101
利益剰余金		
利益準備金	8,290	8,290
その他利益剰余金	114,471	120,663
特別償却準備金	4	10
圧縮記帳積立金	1,981	1,953
別途積立金	84,807	89,307
繰越利益剰余金	27,678	29,392
利益剰余金合計	122,761	128,954
自己株式	14,492	14,481
株主資本合計	172,949	179,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,883	16,946
評価・換算差額等合計	12,883	16,946
新株予約権	539	601
純資産合計	186,372	196,701
負債純資産合計	371,681	388,764

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	1 387,564	1 392,803
売上原価	1 257,201	1 262,547
売上総利益	130,363	130,256
販売費及び一般管理費	1, 2 118,463	1, 2 122,784
営業利益	11,899	7,471
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 12,180	1 15,124
その他	1 2,088	1 1,731
営業外収益合計	14,268	16,856
営業外費用		
支払利息	1 95	1 70
その他	2,822	2,585
営業外費用合計	2,917	2,655
経常利益	23,250	21,671
特別利益		
土地等売却益	3,789	32
投資有価証券売却益	48	105
受取補償金	260	-
補助金収入	836	-
特別利益合計	4,934	137
特別損失		
土地等売却損	1	-
投資有価証券売却損	-	0
有価証券評価損	208	56
会員権評価損	4	6
減損損失	-	190
製品点検補修損失	233	-
事業再編費用	393	588
関係会社出資金評価損	618	646
特別損失合計	1,458	1,488
税引前当期純利益	26,726	20,321
法人税、住民税及び事業税	1,696	1,752
法人税等調整額	3,329	867
法人税等合計	5,026	2,619
当期純利益	21,699	17,701

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計		特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	35,579	29,101	29,101	8,290	7	100	101,107	1,256	110,761
当期変動額									
特別償却準備金の積立									
特別償却準備金の取崩					2			2	-
圧縮記帳積立金の積立						1,930		1,930	-
圧縮記帳積立金の取崩						48		48	-
別途積立金の積立									
別途積立金の取崩							16,300	16,300	-
剰余金の配当								9,650	9,650
当期純利益								21,699	21,699
自己株式の取得									
自己株式の処分								48	48
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	2	1,881	16,300	26,421	12,000
当期末残高	35,579	29,101	29,101	8,290	4	1,981	84,807	27,678	122,761

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	15,505	159,936	16,442	16,442	578	176,957
当期変動額						
特別償却準備金の積立						
特別償却準備金の取崩		-				-
圧縮記帳積立金の積立		-				-
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		9,650				9,650
当期純利益		21,699				21,699
自己株式の取得	71	71				71
自己株式の処分	1,084	1,035				1,035
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,559	3,559	38	3,597
当期変動額合計	1,012	13,013	3,559	3,559	38	9,415
当期末残高	14,492	172,949	12,883	12,883	539	186,372

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計		特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	35,579	29,101	29,101	8,290	4	1,981	84,807	27,678	122,761
当期変動額									
特別償却準備金の積立					9			9	-
特別償却準備金の取崩					3			3	-
圧縮記帳積立金の積立						51		51	-
圧縮記帳積立金の取崩						79		79	-
別途積立金の積立							4,500	4,500	-
別途積立金の取崩									
剰余金の配当								11,501	11,501
当期純利益								17,701	17,701
自己株式の取得									
自己株式の処分								7	7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	6	27	4,500	1,714	6,192
当期末残高	35,579	29,101	29,101	8,290	10	1,953	89,307	29,392	128,954

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,492	172,949	12,883	12,883	539	186,372
当期変動額						
特別償却準備金の積立		-				-
特別償却準備金の取崩		-				-
圧縮記帳積立金の積立		-				-
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		11,501				11,501
当期純利益		17,701				17,701
自己株式の取得	13	13				13
自己株式の処分	24	17				17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,063	4,063	61	4,124
当期変動額合計	11	6,203	4,063	4,063	61	10,328
当期末残高	14,481	179,153	16,946	16,946	601	196,701

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社 移動平均法による原価法
株式

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
原材料、貯蔵品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法
(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による

(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しています。

(3) 製品点検補修引当金 製品の点検補修活動等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

(4) 事業再編引当金 事業の再編・整理等に係る損失に備えるため、当該見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- (2) 外貨建の資産又は負債 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- (3) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。
- (4) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (5) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	66,848百万円	68,960百万円
長期金銭債権	62	55
短期金銭債務	68,648	79,586

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	2,265百万円	2,153百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
売上高	129,545百万円	131,105百万円
営業費用	283,080	278,866
営業取引以外の取引高	12,812	15,484

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度約72%、当事業年度約69%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度約28%、当事業年度約31%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
発送費及び配達費	12,672百万円	12,453百万円
給料・賞与及び手当金	30,198	33,503
役員賞与引当金繰入額	205	218
退職給付費用	2,559	2,752
貸倒引当金繰入額	0	2
減価償却費	3,905	4,475
業務委託料	15,122	13,622
研究開発費	18,330	18,653

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	1,380	20,613	19,232
合計	1,380	20,613	19,232

当事業年度(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	1,380	15,245	13,864
合計	1,380	15,245	13,864

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	49,541	49,541
関連会社株式	323	323

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">1,961百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">13,173</td> </tr> <tr> <td>損金算入限度超過額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">5,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10,851</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,886</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">14,908</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,978</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">4,994</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">866</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">238</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,099</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,879</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	1,961百万円	退職給付引当金	13,173	損金算入限度超過額		関係会社株式評価損	5,900	その他	10,851	繰延税金資産小計	31,886	評価性引当額	14,908	繰延税金資産合計	16,978	その他有価証券評価差額金	4,994	固定資産圧縮積立金	866	その他	238	繰延税金負債合計	6,099	繰延税金資産の純額	10,879	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">2,231百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,439</td> </tr> <tr> <td>損金算入限度超過額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">5,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10,666</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,238</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">15,160</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,078</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">6,404</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">796</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">276</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,477</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,601</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	2,231百万円	退職給付引当金	12,439	損金算入限度超過額		関係会社株式評価損	5,900	その他	10,666	繰延税金資産小計	31,238	評価性引当額	15,160	繰延税金資産合計	16,078	その他有価証券評価差額金	6,404	固定資産圧縮積立金	796	その他	276	繰延税金負債合計	7,477	繰延税金資産の純額	8,601
賞与引当金損金算入限度超過額	1,961百万円																																																				
退職給付引当金	13,173																																																				
損金算入限度超過額																																																					
関係会社株式評価損	5,900																																																				
その他	10,851																																																				
繰延税金資産小計	31,886																																																				
評価性引当額	14,908																																																				
繰延税金資産合計	16,978																																																				
その他有価証券評価差額金	4,994																																																				
固定資産圧縮積立金	866																																																				
その他	238																																																				
繰延税金負債合計	6,099																																																				
繰延税金資産の純額	10,879																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	2,231百万円																																																				
退職給付引当金	12,439																																																				
損金算入限度超過額																																																					
関係会社株式評価損	5,900																																																				
その他	10,666																																																				
繰延税金資産小計	31,238																																																				
評価性引当額	15,160																																																				
繰延税金資産合計	16,078																																																				
その他有価証券評価差額金	6,404																																																				
固定資産圧縮積立金	796																																																				
その他	276																																																				
繰延税金負債合計	7,477																																																				
繰延税金資産の純額	8,601																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">32.8%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">16.9</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td style="text-align: right;">2.5</td> </tr> <tr> <td>外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">5.4</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">4.8</td> </tr> <tr> <td>税率変更</td> <td style="text-align: right;">3.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18.8</td> </tr> </table>	法定実効税率	32.8%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.9	住民税均等割	0.6	税額控除	2.5	外国源泉税	5.4	評価性引当額の増減	4.8	税率変更	3.0	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.8	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">30.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">20.4</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.7</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td style="text-align: right;">5.6</td> </tr> <tr> <td>外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">5.3</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">1.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12.9</td> </tr> </table>	法定実効税率	30.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	20.4	住民税均等割	0.7	税額控除	5.6	外国源泉税	5.3	評価性引当額の増減	1.2	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.9										
法定実効税率	32.8%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.9																																																				
住民税均等割	0.6																																																				
税額控除	2.5																																																				
外国源泉税	5.4																																																				
評価性引当額の増減	4.8																																																				
税率変更	3.0																																																				
その他	0.4																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.8																																																				
法定実効税率	30.7%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	20.4																																																				
住民税均等割	0.7																																																				
税額控除	5.6																																																				
外国源泉税	5.3																																																				
評価性引当額の増減	1.2																																																				
その他	0.1																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.9																																																				

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	31,377	15,442	149 (7)	2,229	44,440	47,522
	構築物	1,464	721	19 (0)	157	2,009	5,663
	窯	1,054	17	10	109	951	870
	機械及び装置	9,318	1,766	74 (0)	1,301	9,709	17,735
	車両運搬具	93	33	2	40	83	342
	工具、器具及び備品	4,861	2,670	490 (1)	1,862	5,179	15,943
	土地	15,614	-	1,626 (189)	-	13,987	-
	リース資産	49	33	-	30	53	130
	建設仮勘定	8,278	21,142	20,652	-	8,769	-
	計	72,112	41,829	23,025 (198)	5,732	85,183	88,209
無形固定資産	ソフトウェア	9,141	4,702	1,776 (0)	2,348	9,719	-
	その他	248	8	0	5	251	-
	計	9,390	4,711	1,777 (0)	2,353	9,971	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建	物	小倉第二工場 建物及び附属設備	7,691百万円
		中津工場 建物及び附属設備	5,737
構	築	物	
		小倉第二工場 構築物	199
		中津工場 構築物	130
機	械	及	
		装	
		置	
		小倉第二工場 生産用機械装置	267
		中津工場 生産用機械装置	123
工	具、	器	
		具	
		及	
		備	
		品	
		各支社・営業所ショールーム展示品	1,177
		小倉第二工場 器具・備品	436
建	設	仮	
		勘	
		定	
		中津工場 生産用機械装置	6,937
		新保養所 建物及び附属設備	977
ソ	フ	ト	
		ウ	
		エ	
		ア	
		衛生陶器 生産管理システム	797

その他、当期増加額は概ね当期中に各資産科目へ振り替えられたものであり、主なものは上記のとおりです。なお、その振替額は当期減少額に含まれています。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

工	具、	器	
		具	
		及	
		備	
		品	
		各支社・営業所ショールーム展示品	457百万円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。このうち、8百万円については、事業再編費用として計上しています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	23	20	23	20
役員賞与引当金	205	218	205	218
製品点検補修引当金	226	-	35	191
事業再編引当金	528	580	200	908
環境対策引当金	57	-	57	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただしやむを得ない事由により、 電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.toto.co.jp/company/ir/
株主に対する特典	TOTO商品等の進呈

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利及び単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第150期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月30日関東財務局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第150期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月30日関東財務局長に提出。

(3)四半期報告書及び確認書

事業年度（第151期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月9日関東財務局長に提出。

事業年度（第151期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月11日関東財務局長に提出。

事業年度（第151期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月10日関東財務局長に提出。

(4)臨時報告書（T O T O株式会社第十一回新株予約権）

平成29年6月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書です。

(5)臨時報告書（議決権行使の結果）

平成29年6月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

(6)臨時報告書（代表取締役異動の決議の結果）

平成29年2月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書です。

(7)発行登録書（新株予約権証券）及びその添付書類

平成28年6月30日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堺 昌義	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳野 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 一昭	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOTO株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、T O T O株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、T O T O株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

TOTO株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堺 昌義	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳野 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 一昭	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTOTO株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOTO株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。